

○水口宏三君 もしその大衆の、いま申し上げた集会あるいは集団示威運動、集団行進等が憲法二

十一條に保障された基本的個人権であるとするならば、当然警察法の第一條で保護されるべき個人の権利の重要な問題だと思いますが、この点について、公安委員長の御所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(中村寅太君) 集団行進あるいは集団

によつて行なわれております表現の自由につきましては、たゞいま法務大臣からのお答えにもありますように、どこまでもこれは憲法が保障するものでございます。われわれとしてもこれを最大限に認めていかなければならぬものであると了解しております。

利は当然保障されるべきものであるというふうな
お答えがございましたけれども、そういたします
と、警察法の第二条第二項によりまして、實際警
察官がさまざまな行動をとる場合に、当然これら
の個人の基本的人権は尊重されなければならない
ということが規定されておるわけでありますけれ
ども、これらの点について、きょう警察庁長官お
いでにならないそうであります、どなたかわわ
るべき方がおいでになれば、實際警察官の行動を
指揮するにあたって、これらの点について警察法
第二条第二項のこの規定を十分守らせるべく指導
しておいでになるのかどうか、この点をお伺いし
たいと思います。

○政府委員(富田朝彦君)　ただいま御指摘がございました警察法第二条第一項の趣旨は、警察の組織並びに運営の基本法でございますので、当然全警官に、その精神に基づいて行動をとるよう指導をしておることでござります。

○水口宏三君　まあ今までのお答えの中で、その大衆の集会あるいは集団行進、集団示威運動といふものが基本的的人権であり、これは当然守られなければならない、また警察としてもこれを守る義務が当然あるし、また警官の行動の中でもそういうものが十分尊重されなければならないことが明らかになつたのであります、が御承知のよう

にこれらの行動につきましては、各県で公安条例というもののをつくって、これは各県必ずしも一律ではございませんけれども、いろいろな規制を行なっております。たとえば東京の場合、御承知のように東京都公安条例によつて、これらの行動をとる場合には許可制になつております。これらのことについて、もちろん私たちには不満でありますし、何回か裁判を通じて違憲論争をやっておりますが、私、この場で違憲性について論議をいたそろとは思つておりませんが、この点、ひとつ御記憶を新たにしていただきたいのは、この東京都公安条例についてのさまざまな東京地方裁判所等における違憲判決に対して、三十五年の七月に最高裁が判決を下しております。これはまあ結論的に合憲判決でございますが、しかし、その判決の中で、理由として、「憲法二条の規定する集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由が、侵すことのできない永久の権利すなわち基本的人権に属し、その完全なる保障が民主政治の基本原則の一つであること、とくにこれが民主主義を全体主義から区別する最も重要な一特徴をなすことは、多言を要しない。」といふことを大前提にして、最高裁が判決をしておる。これらの集団行動においては、当然憲法によつて保障されるべき要素が存在することはもちろんである。ただし「現存する多数人の集合体自体の力、つまり潜在する一種の物理的力によつて支持されていることを特徴とする。かような潜在的な力は、あるいは予定された計画に従い、あるいは突発的に内外からの刺激、せん動等によつて引きわめて容易に動員され得る性質のものである。」と、そこで公共の安寧秩序を保持する上に直接危険を及ぼすことが明らかに認められる場合とか、あるいはそういう点があるので、許可制度をとってもやむを得ないだろう。ところが、本条例では原則として許可するということを前提にしているから、許可制度にしてもこれは憲法に違反するものではないんだ。しかも、そういう一つの前提を置いていることと、さらに「本条例」といえども、その運用の如何

によつて憲法二十一條の保障する表現の自由の保障を侵す危険を絶対に包蔵しないとはいえない。条例の運用にあたる公安委員会が権限を濫用し、公共の安寧秩序を口実にして、平穏で秩序ある集団行動まで抑制することのないよう極力戒心すべくである。こういう要點を申し上げますと、まず前提として、これらの権利がいわば民主主義の基本であるということを前提としていることと、ただし、集団行動の場合には潜在的ないわば物理力が内包されておる、したがつて許可制度にすることもやむを得ないだろう。ただし、この条例によると、許可することをむしろ義務づけていいとする、したがつて届け出制度とあまり変わらない。ただし、運用のいかんによつては権利を侵害するおそれがあるからと、いうことを指摘されておるわけでございますが、これに類似したことが、御承知の憲法調査会の中で憲法が論議されましたときに、当時の公安委員長が、大体まあ年間でもつてこういう集会、デモの申請は一万多数百件ある、たゞしその中で不許可にしたのはたつた五、六件にすぎないので、事実上これは届け出制度と同じなんだといふようなことを述べておるわけでございまが、しかし、実際に集会ないしはデモの許可をとる場合にどのような操作が行なわれるか。

てしままう。そういたしますと、最高裁判所の判決の中で言われている、許可することをむしろ前提としているとか、あるいは乱用すると基本的人権を侵すおそれがあるという場合に、現実にその公安委員会の許可申請に対する許可を通じて、むしろ人権が侵されているんじゃないか、こういうよううにわれわれ考えるのですけれども、これらの点について公安委員長の御所見を伺います。

○國務大臣(中村寅太君) 公安委員会に申請がありました場合には、先ほど申しましたような基本的な表現の自由の原則とあわせて、やはり公共の安寧秩序を保持するという二つの問題との、何といいますか、調和と申しますか調整と申しますか、そういう配慮がやはり心要でござりますので、そういう点から警察としては、公共の安寧秩序保持の線に支障のないよういろいろ考慮いたしまして、まあ指導者といいますか、申請者等ともよく相談をしながら、できるだけ申請者の中のいわゆる自主性に期待をしながら、平穏に行なわれるようなことを相談をしながらいろいろ打ち合わせをして、そうしてできるだけ調和を保つて許可するという方針で臨んでおるはずでございますが、さつき水口議員も仰せられましたように、集団的なデモ等の場合には、やはりいろいろ公共の安寧秩序を不安におとしいれるようなことがありますからなこと等を勘案いたしまして、最後は結論を出しておるものと、かように考えております。

○水口宏三君 まあ、ことばの上では、いまおっしゃったような形になりますけれども、実際に各団体が許可申請を出す場合に、大体もう東京の場合ならば、許可をする集会の場所、あるいはデモをするコースというものは警察のほうがきめてあって、それ以外のところは通さないのが実情でございます。したがって、そのときの状況、あるいはそれが昼間であるか夜であるか、そういうことに応じて判断すべきであるにもかかわらず、非常に機械的に処理をされているということだが一

ありますが、そんなことでこれらの問題の絶滅を期すことは私は無理じゃないかと思うわけです。特に私は、これは雑誌でありますから中身は簡単でありますけれども、十二月十一日号の週刊新潮を見るというと、前の警視監の秦野さんが出て二、三点ものを述べているわけですが、その中でも指摘されているのは、一つは、給与の問題が指摘をされている。二つ目には、どうも大学出が尊重される、学歴偏重ではないか。これはいますぐ直らぬにしても考えなければならぬという点が述べられている。最後には、もっと市民的な生活が必要ではないか。そのことばとして、たとえば警察官は仲間同士だけ酒飲むこともどうもやあいが悪いんじゃないか。言うならば一般的な教養をもつとつけるべきでないかというようなことを述べられておる。したがつて私は、一片の通達とか訓示だけではこの問題が終わる性格のものではないのではないか。もう少し公務員制度といいますか、そういう問題からも問題点を考える必要があるんじゃないだろうか、そう考えて、実は内閣委員会としても関連があると思って、いまあなたにお聞きをしているのですが、公安委員長の見解を聞いておきたいと思います。

○國務大臣(中村寅太君) 最近警察官が不祥事件を引き起こしまして、まことに国民の皆さま方に対しましても申しわけないと心からおわびを申し上げる次第でございます。なお、この事件をなくするために、いろいろ諸点に配慮を必要とすることは山崎議員の御指摘のとおりであります。最近の事件の起こりました事例はあとで局長から答えさせるといたしまして、私から今後の対策についてひとつ申し上げさせていただきたいと思います。

この事件がこうして警察官の間で起こつておりますことにつきましては非常に申しわけのないことはもちろんでございますが、これをどうして防ぐかということにつきましては、いろいろの角度からやらなければならぬことであろうと思っております。いま雑誌が何かに秦野さんが書いておら

れるということの引例もございましたが、やはりそういうことももちろん必要でございましたが、一番大事なことは、やはり警察官が自己的の職務の責任というものをはつきり自覚して、そうして厳密に警察官の任務に従事するということが原則であると思うのであります。そういうふうに全く警察官をどうしてなすかといふところに問題があると思いますが、これは上司は下の者に対していろいろそういう指導をやっていくとともに非常に必要でありますから、そういう意味で、今日まで私は警察の内部といたしましてはできるだけのことはやつておるとは思つておるのでございますが、しかし、結果としてこういうことが出ますので、これは十分であるとは言い切るわけにはまいりませんが、さらに警察官の任務に対する自覚を高め、あるいは人間的な教養を高めさせながら、みずから規律によって正しい行為をするようにしていくことがこれは第一義でございますが、さらに私は、やはりこれにはいろいろの関連した問題等を配慮していくかなければならぬと思ひます。

先ほど、秦野さんの例も出ましたように、やはり生活の安定をはからせて、そうして心の落ち着きを持たせるということも必要であろうと思ひますし、そういうことをさらに、知り合い、お友だち同士といいますか、同僚同士はお互いに心を引き締め合っていくとか、あるいは生活の問題等を話し合っていくというような形で、やはり警察官としての職務を全うすると同時に、やはり人間生活というものを都合よくやっていくような一つの配慮というもの、やはり変な事件を起こさない用心になると、こういうようなことを考えるものでございまして、きょうの新聞にも、警視総監が何か阻止の委員会をつくってやろうというようなことを言っているようですが、やはりそんなことを考へているのも、そういう総合的なことをやる何か部署をつくってみたいというようなことではないかと思います。

ちをあとから見てみますと、何時間か前までは勤務について一生懸命仕事をしておった帰りしなに突然事件を起こしたというような問題等もございませんし、いろいろなことを考えますし、事件を起こした人の周辺の人からいろいろ調査してみますと、そういうようなことを起こすような人柄ではなかつた。平素もまじめな警察官であつたといいうようなこともござりますので、私はやはり生活相談と申しますが、何か自分の心中に持つておる悩み、あるいは困つておる問題等もすなおに相談をして、相談に乗つてくれるような何かそういう仕組みといふものもあつていいのではないかうかと思ひます。

そういうことから考えまして、ただいま山崎議員から御指摘のありましたその退職した人を嘱託でというようなことは、これは私が記者会見の際に、何か方法は考えておるのかということがございました際に、警察官のそのための増員といふことが非常にむづかしいございますので、とにかく警察署長とかあるいは警視とか警部をやつた人で、警察官の若い人たちからおやじと慕われておるような者もおるから、そういう人たちの力を借りて、生活相談といいますか、人間的な悩みとか、困つた問題等の相談相手になつて、励ましながらりっぱな警察官として成長していくよう何かくふうはないだらうか、こういうことを考え方として、その際話しておつた問題でござります。いま警察庁いたしましても、この問題につきましては、先ほどあげましたいろいろの問題を総合的に何かひとつ対策を立てなければならぬということで検討しておる段階でございます。

○政府委員(土金賢三君) 最近の警察官の非行の具体的な事例について御報告申し上げますと、今年の十一月の十八日に、警視庁の第七機動隊員が隊舎の警備で休憩中拳銃をもてあそびまして、同僚に命中させて死亡させた事案が発生いたしております。これにつきましては懲戒免職をいたしておられます。

の二十二日には、蒲田署の捜査係の巡査が通行中の女性のハンドバッグをひったくった事案でござりますが、これも同様懲戒免職にいたしております。

それから十一月二十八日に、警視庁の新宿署の交通係の巡査が飲酒めいていたしまして、間違えて他人の家に入り込みまして、七十五歳の老人に暴行いたしまして死亡させた、まことに遺憾な事案が発生いたしております。これも直ちに懲戒免職にいたしました。

さらに、これは京都でございますが、十一月二十八日に、川端署の警ら係の巡査が飲酒の上、タクシー運転士と乗車拒否問題で紛争となりまして、暴行をして四日間の負傷を与えた、こういう事案で、これはやはり論旨免職にいたしております。

なお昨日でございますが、午後一時三十五分ごろ、品川区の小山台の荏原警察署小山台派出所内におきまして、大津という巡査でございますが、拳銃を子供に見せておりましたときに、間違ってこれが発射いたしまして小学生に負傷を与えた、こういう事案が発生いたしました。まことに遺憾に存じておる次第でございます。

○山崎昇君 この問題はそう短時間で私は特効策もないと思うのです。ですから、これから公安委員長中心に対策が立てられると私は思うんですね。ただ、私があの新聞報道だけ見ても、若手最近の特徴点だと思うのは、警部とか警補とか、言つならば警察では中堅以上に属する者の事件がやはり多くなつてきているということ、もう一つは、警察官としては初步的なことといいますか、たとえば拳銃の扱いとか、そういうことのいわば事件が多くなつてきておるということ。こう考えますと、単に上意下達という、何といいますか、訓示を与えるとかそういうことだけでこれら問題がなくなるなんという私は問題ではないのではないか、こう思います。

それからさらに私ども考えてみると、いまの日本の人口構造から考へても、昭和生まれが大半

なんですね。言うならば警察官の生活というものは、朝から晩まで緊張状態に置かれる、だからゆるんだときと思わざる事件を起こすといういまの特徴だと思うんです。そういうことから考えますと、何か古い人に話をすると、上の人が訓示を賜わる、そういうふうなことだけでは、私はやっぱりこの問題は解決できないんじゃないのか。もう少し横で、友だち同士で、激論でもけつこうだと思うんです。もっと話をする環境というものが、あつていんじゃないかと思う。しかし、どうも私どもが見た限りでは、そういう環境というのは、警察というところにはないんじゃないだろうかと、こう思いますね。ですから、少し話を飛躍して言えば、たとえば、外国でもやっているように、警察官でも労働組合の結成ぐらい認めて、中でもっと発散といいますか、自分たちの意見を戦わして、友だち同士で研さんをするというか、そういうシステムもあつていいんじゃないかな。しかし、残念ながらいまの警察には、上下の、縦の関係はあるけれども、横の関係というのは絶対にひとしいんじゃないだろうか、こういう気がいたします。ですからそういう点を、私は真剣にやっぱり考えてもらいたい。それから任用面についても、秦野さん自身で言つて、いるように、何か法律を習ってきた大学ばかりが登用されてくる。私は、地方に行つて、ほんとうにまじめに、何十年も警察官として、人格的にもりつぱな人がおりますよ。しかし、そういう人は登用の道があまりない。給与面だってきわめて低い。こういう点は、もつと私は考えてしかるべきでないだろうか。もちろん登用試験も心要でしようけれども、もう少し任用制度そのものについても、私は再検討を要するのではないか。あるいは、刑事の人なんかは、相当な経験を積まなければ仕事ができない。そういう専門家みたいな人は、もう少し給与面でも考える必要があるんじゃないかと思う。こう考えてまいりますと、任用制度、給与制度、あるいは住宅その他厚生制度等についても、私は、もう少し警察は真剣に考えてもらいたいと

思う。そうしませんといふと、単に警視監督が、異例だといふんでありますけれども、訓示だけ一へんぐらいやつたつて、こういう問題は私はなくならないと思う。

に通達や、こういうふうな訓示といいますか、こういうものだけで事件が解決すると思ったら大きな間違いだと思うんです。少なくとも、大臣自身が、こういう若い人たちが幾ら給料をもらって、

機会にさらにいろいろ御質問したいと思いますけれども、資料の内容につきましては、ここで読み上げるのは何でござりますから、一応概略だけ申しあげますが、一つは、この十月からの大衆集

そういう点、きょうは時間がありませんから、一方的に私のほうで意見を申し上げましたけれども、もう少し警察は、こういう機会に真剣に、あらゆる角度からひとつ検討してもらいたいということを述べて、私の質問を終わりたいと思う。どうですか、公安委員長。

どういうような生活をしているかということは
知つていいないと、私は何にもならないと思うんで
す。そういう点で、やはり大臣自身も若い人たち
の中に飛び込んでいて、若い人たちの気持ちを
くんでちゃんとできるような態勢がなければいけ
ないと思うし、またそういう気持ちでこの問題は
解決していくかといけないと思うんですが、こ
の点だけ私は聞いて終わりたいと思うんです。
○國務大臣(中村寅太君) ただいまの御意見でご

会、デモについての資料、それからもう一つは、デモ・コース変更に対する抗告訴訟と内閣総理大臣の異議申し立てに関するこれまでの経過、それから警察力の機能別の人員数あるいは昭和四十年以降の警察官の、いまお話しになりました非行、不祥事あるいは犯罪の件数、さらに昭和四十年以降の一般的な犯罪の検挙率、これらについて、本委員会を通して資料を要求いたしておきたいと思います。この点、ひとつお願ひいたします。

で言おう。たとえば、外国でもやっているように、警察官でも労働組合の結成ぐらい認めて、中でもっと発散といいますか、自分たちの意見を戦わして、友だち同士で研さんをするというか、そういうシステムもあっていいんじゃないかと思う。しかし、残念ながらいまの警察には、上下の、縦の関係はあるけれども、横の関係というのは絶対にないんじゃないだろうか、こういう気がいたします。ですからそういう点を、私は真剣にやつぱり考えてもらいたい。それから任用面についても、秦野さん自身で言っているように、何か法律を習ってきた大学出ばかりが登用されてくる。私は、地方に行って、ほんとうにまじめに、何十年も警察官として、人格的にもりつば

らせるというところまでいまの時点ではいけないと思ひますけれども、やはり若い人たちが、若い人たち同士でいろいろ懇談をするとか、何か一つのクラブのようなものを持つといふことぐらいいのものは、私はやっぱり考えてあげていいのではないか。そのほか、学問の問題等につきましては、私は必ずしも学問偏重であるとは考えませんけれども、むしろ逆に、実務からたたき上げてきたような人を、待遇を厚くしていくという、そういうことがこれは必要であるということを、公安委員長になりましたから私は痛切に考えておりまので、いま御指摘になつた等の問題も含めますので、ひとつ前向きで検討していきたいと思いま

ざいます。私も実は、公安委員長になりましてから九州、四国等ずっと出先を回った際にも、きわめて若い人、二十歳くらいから二十五、六ぐらいまでの警察官だけを二、三十人ぐらい集めまして、そうしてその地方の、上司をまじえないで、いろいろの問題についてざっくばらんに、ひとつ、待遇の問題あるいは警察行政の問題でも何でもかまわぬ、とにかく思うだけ意見を聞かせてくればということで話も聞いております。それから、特に駐在所なんかも、非常に場末のほうで一人で駐在勤務について、いろいろ問題が社会情勢の変化によって起こってまいっておりますが、やはり、そういう点につきましても、駐在所だけを集めてまして、これは変なことばでござりますけれども

○上田哲君　國家公安委員長の時間がないそうですが、一言だけ御見解を承ります。
沖縄のカメラマンに対する不当な家宅捜索の問題につきまして、ただいまの御報告は、まことに前回の委員会で指摘した項目にほとんど答えておられませんので、このあと政府委員に質疑をいたしたいと思いますけれども、國家公安委員長は、このよう明瞭かに不当かつ違法である事案について、遺憾であるということを、しっかりと御確認をいただきたいということが一つ、それから、現にもう政府としては沖縄復帰ということとて、具体的には本国会に提出されている関係法令の第五条で、警察法第三十条を改正し、九州管区

○春山昭範君 私もちよつとこの機会に、言だけ長官にお話ををしておきたいことがあるんですが、この問題についてはすでに同僚議員からいろいろお話をありましたので、詳しいことは言いませんけれども、要するに、こういうふうな事件が続発するということは、これは非常にたいへんなことだと私は思うんです。そこで、いま話の中にもありましたがけれども、こういうふうな事故を起こす警

も、上司を抜きまして、遠慮のない意見等を聞いて、警察行政の中に取り入れてまいりつておるようなわけでございます。私は、いま御指摘になつたようなそういう意図というものを、やはり上司の者がいつも機会あるごとに取り上げていくということはきわめて適切なことであると、かように考えておりますから、今後もつとめてまいりたいと思ひます。

警視局の管轄区域に沖縄県を加える云々と、こういうことも掲げておられますし、また具体的に警察一体化という指導もなさっておられるわけでありますから、こうした問題について、沖縄の警察当局に対して、不当かつ違法なものに対してもやかに処置をとるよう何らかの指示をお出しになるべきだと思います。この二点について御見解をお伺いいたします。

察官といふものは、ほとんどが昭和生まれなんですよ。大臣、あなたが、若い人は若い人同士といふことをおっしゃいますがね、確かにその点も私は大事だと思ふんですけれども、少なくとも、单

○水口宏三君 先ほど私から御質問しました点、非常に時間もございませんし、特に公安委員長時が無いということでございますので、一応資料を本委員会を通じ要求いたしておきまして、次の

（國務大臣）中村寅太君 上田議員御指摘になりまし
た第一点でござりますが、この件につきましては、施政権の異なつております沖縄地で起つた事件でござりますのと、それから、ただいま準抗

告中で裁判が進められている途中でござりますので、この問題について私から白黒の意見を申し上げることは差し控えさせていただきたいと思いま

それから第二点は、いま御指摘になりましたことの処置の問題ですが、これもやはりいま日本の施政権下にございませんので、公安委員長から何ら

かの処置をするというようなことはできないだらうと思ひます。

非常に喜びが隠れています。」の如きが、
確かに日本国籍を有するカメラマンが、これが報
道の自由の問題、人権の問題、あらゆる問題で、
いま、本来もう目曉の間に迫っている沖縄復帰の
段階で——われわれは具体的に反対することはあ
りますけれども、政府側としてはそのことに對しし
て鋭意努力されている復帰が日曉の間になつて、
こういう不當かつ違法の行為が行なわれているこ
とは、明らかに、管轄権の問題をたてにとられて
も、もし本土で行なわれるならば違法であり不當
である人権問題であることは、人権擁護局長も
はつきり前委員会でおっしゃつておられる。こうや
した問題についてはアメリカで起つた、イギリスで
起つたという問題ではない。警察一体化と
いうことがあり、現にコザ事件にしても、あるい
は捜査事件でもデモ事件でも、警察庁から係官が
行つて指導をされているという具体的事實がある
関係の中で、一言も管轄権云々ということを口に
されて向こうに向かつてものを言うことができない
い。法益を保護するということができないといふ
ことをおつしやるなら、どうして沖縄法案なんと
いうものをこの国会に出したのですか。沖縄法案
を出していながら、目の前に引き寄せれば来てい
るというようなところで説明をなさつてあるあなた
た、佐藤内閣の閣僚が、明らかに沖縄で起つて

いふ不当かつ違法の事件について、一言も、これ

は保護しないでいいということをおっしゃること、沖縄法案全体に対して政府の姿勢が問題になる、重大な閣僚としての失言ですよ。これは政治問題として、さきごろ職を辞された閣僚もおられるが、これはこの問題は明確に追及しなければならない。もう一べん御見解を承ります。

○國務大臣(中村寅太君) 上田委員の仰せられた

ような気持ちの上においては私も全くそういう気持ちがいたのでございますけれども、施政権が日本にない地域に対し、日本政府からとやかくうようなことを指図するとか注文つけるとかいうようなことは私はできないと思います。

す。あなたの時間に協力しながら、私はこまかいでことをのけて結論だけ言っているのです。いいですか。法理論的にいろいろおっしゃるとしても、現実にここにいろいろな措置法があるわけでしょう。具体的に沖縄にあるあらゆる法益といふのは、日本国民として国籍を有するものと同列のものとして処理しようというのが政治姿勢じやありませんか。その政治姿勢を放棄なさるのですか。一片の法令で、いま管轄権を異にしているといふそのことのために、具体的に警察庁から向こううに出向職員を送り、いろいろな捜査事件、デモ事件その他を一切指導されているじやありませんか。いまこの事件を扱っている伊佐警備課長がついこの間も本土にやってきて、警察庁の指示を仰いで帰っている。そういう事例があるのです。具体的に押しひがれている人権の擁護に対しては、あるいは報道の自由に対しては、国家公安委員長としては何も言うことができない。言わないことのほうが正しいとお考えですか。そういう発言であれば、政府全体、佐藤内閣全体がいま取り扱おうとしている沖縄県の基本の精神にかかわりますから、これは本委員会だけじゃなくて、基本的に沖縄なり、あるいは協特なり、そうした問題に移して、この問題を基本的な姿勢として総理から伺わ

なければならない。それでいいですか？

○國務大臣(中村寅太君) さつきから申し上げますように、この事件は準抗告がなされておりまして、沖縄の那覇の地方裁判所で審理中でござりますから、その結論が出ない過程において、施政権のない日本政府として私はとやかくのことを言ふことは、法的に認められないことだと思われます。

○上田哲君 いまのことばの中では、準抗告の結果が出来ればやれるのですか。出ない場合はやれないとおっしゃつたことは、出ればいいわけですね。那覇地裁の結論が出来ればいいわけですね。

○國務大臣(中村寅太君) 日本に施政権が返つてから先是、それは別でございますが、返つてこない前は、日本政府としていろいろのことをす

〇上田哲君　お時間ががないということですから、非常に私、はしゃって言つてているのですよ。デーラがいろいろありますけれども、はしゃって言つてているのです。國家公安委員長としては、佐藤内閣としては、このような違法かつ不当なる行為が行なわれているのです。よろしいですか、これは前委員会で明らかに承認されているのです。本土上で行なわれたならばこれはたいへん違法かつ不当なことであるということを、あなたも御認識にならぬ延長線上に乗つて、それにもかかわらず、明らかに日本国民であり、日本国民と間もなくなるはずだとあなた方が推進されている沖縄で起こっているこういう不当かつ違法な事件について、あなた方は一言も、何も意見を向こうに向かって表明するということが、ほかの事案では精一ぱい指導していくながら、この件に関してはできないと言ふ切られるわけですね。この失言は辯任問題ですよ。内閣全体の問題になりますよ。

○国務大臣(中村寅太君)　いま上田議員から仰せられましたような問題でござりますが、警察庁といたしまして、施政権のない地域の問題について指図をするとかいうようなことはできませんが、これはやはり政治的な別な面から、沖縄、琉球政

府を通じていろいろのことをやるといふことはま

あ可能だと思いますから、これは佐藤政府として
は、そういう方面ではあるいは努力をすることが
できるかと思いませんが、警察庁といたしまして、
いま施政権のない地域の問題について、しかも難
抗告の案件で裁判所で審理中でございますので、
指図がましいことといいますか、指図するという
ことはできない、こういうことでござります。
○國務大臣(前尾繁三郎君) 先般、上田さんから
のお話がありましたから、私、山中君によく言つ
ておきました。山中君が琉球政府に対し調査をす
る、またその結果に従つて琉球政府と交渉する、
こういうことにならうかと思います。その点御了
承願います。

きない、しかし佐藤内閣としてはできるとおつしやる。佐藤内閣としては政治的に何らかの処置をとる、その一つは山中総務長官を通じまして、すでにいろいろやつてあるということですね。國家公安委員長なり法務大臣として、はつきり具體的姿勢をどのようにおとりになるのか。もう少しいまの区別、私は、佐藤内閣は何かができるだらうが、警察はできないだらうというけれども、よくわからぬのですが、その部分はどうなっているのかということを、法理論的にできれば説明していただきたい。——まあこれは時間がないからよしまあ。しかし具体的には政治姿勢としてはやるのだ——どういうふうにおやりになるのか。決意だけしかいなら、決意だけでもいいですか、もう一言確認をしておきます。

○國務大臣(前尾繁三郎君) これはまあ外国でありますから、外交交渉ということで、外務大臣が日本人の人権擁護という意味で交渉をするはずです。沖繩の場合におきましては、総務長官が沖繩の南方事務局でありますか、それを通じて琉球政府と交渉する、こういう仕組みになつてゐるわけあります。

佐藤内閣の姿勢として、具体的に両大臣の責任において琉球政府に向かって意思表示する、こういうふうに承っておきます。よろしいですね。

全体として時間が制約されておりますので、引き続いて今委員会で御報告があるということで、官房長から御報告があつたのであります。これは御報告とは言えない。私は項目をあげて数点にわたつて見解を表明していただくようにお約束をしていただきたいにもかかわらず、きょうの御報告は全くこれを抽象的に、穴だらけの御説明であります。して、はなはだ不満であります。逐一やるわけにはいきませんので、ひとつ簡潔に数点にわたつてお尋ねをいたします。

この事件の不当性、違法性ということはこの際繰り返しません。具体的な問題として申し上げたいことは、第一に、この事件が、警察が山川巡回殺害事件の捜査目的のために、状況証拠としての写真を手に入れたいということで、まずマスコミ関係、そしてフリーのカメラマン、個人で写真を写した人、全くこれは無差別と言つていいくらいに強圧的な提供の依頼をして回っております。これまでのところでは、朝日新聞それからモーニング・スター等々へ写真の提供を依頼に行きました、断わられております。これは個人では、そのために逮捕されて四十八時間拘留をされて、写真だけ取られて返されたという例もあります。あげればこれはたくさん例があるわけですが、そういう事実が現在収存している。お答えの中にありますんでしたけれども、具体的に新聞各社へそういう依頼をしたという事実があるわけです。お認めになるのかどうか。そしてそういうような形を伸ばして、個人にまでさまざま形での提供を求めたという事態が、本来取材のために撮影をしたことが、材料が捜査のために用いられるという、非常に言論の自由のカテゴリーとして許し得ない問題であります。また、一般善良な市民として、全く捜査目的などということではなく写真をとった者が、警察当局から強圧を受けてそのフィルムを

取り上げられるということは、そういうことはほ
なはだしく市民の自由を侵す問題になると思いま
す。こうした問題についてはどうお考えになり、
どう調査をされたかということを含めて、御見解
を承ります。

○政府委員(土金賢三君) 上田先生から御質問の
あつた件について、沖縄・北方対策庁を通じて調
査を依頼したわけでございますが、本件は現在や
はり捜査中の事件でありますために、ただいま御
質問にありましたようなそういういた詳細について
は、私ども知り得なかつたわけでございます。ま
あ状況証拠取得だけのためにそういうふうな、こ
ういった純然たるそれだけのためにこれをやつた
のかどうかということは、実は遺憾ながら私ども
把握できなかつたわけでございます。この点につ
いて御了承をお願いいたしたいと思います。

○上田哲君 そんなことはですね。問題ですよ。
捜査継続中だから、指紋がどうしたとか、そんな
話をするんなら、これは問題があるかもしれません
。捜査当局が、捜査本部が新聞社へ行つてフィ
ルムの提供を申し入れたというようなことは、ど
うして明らかになりますか。そういうことは問
題じゃありませんか。答えようとしたのだから
これは聞いたって意味がないでしょうけれど
も、

もっと問題はですね、第二点です。明らかにこ
の捜査令状は、殺人並びに公務執行妨害被疑事件
につき云々となつてゐるんですよ。殺人事件とい
うことになつてゐるんですよ。ところが、目的は
明らかにですね。目的は、こういう令状を出しな
がら、フィルムがほしかつたんですよ。フィルム
がほしかからこういう令状を使つてゐるんです
よ。これは問題だと思う。こまかい調査をしてみ
ますと、地裁のほうがたばかられたというような
疑いを持ちます。いかに何でも沖縄の地方裁判所
の判事が、全く殺人事件の容疑に関係のない人に
向かつて殺人容疑の令状を出すなんということと
は、これは常識では考えられないですよ。これは
殺人容疑事件の中に入つている人間だからといつ

て話をしても、令状が出されたと疑つてもしかたのない十分な状況証拠があります。その辺が非常に問題なんです。しかしですよ、実際には、たとえば最近になって伊佐警備課長が、吉岡君という者は警察には決して非協力な人ではなかつたといふことがわかつた。そんならこういうことはしないほうがよかつたということを言つてゐる、抗議を行つた人たちに對して。ところがさらに追及をしていくと、令状のほうに照準を合わせて、令状の正当性を守らなければならなくなつたものだから、たとえば十一月二十六日、警察本部において西平警備部長が、いやいやこれは容疑者である、吉岡という人は容疑者であると言つてゐるのであります。フィルムをほしいというので、そのことのたら、たとえば十一月二十六日、警察本部において西平警備部長が、いやいやこれは容疑者である、吉岡という人は容疑者であると言つてゐるのであります。フィルムをほしいというので、そのことのためにこういう大きな令状をつくつておきながら、問い合わせられると、これは明らかに容疑者である。本人に向かつても伊佐警備課長が、あなたは覚えがあるだらうといふ言い方をしておる。これが殺人の容疑者であるならば、逮捕をするとか事情聴取をするということをせめ一回ぐらいはあるでしよう。それを当該事件についての事情聴取を一回もしていません。逃亡したりしませんけれども、逃亡しようと思えば行けるような状態になつてゐる。殺人事件の容疑は何にもないにかかわらず、そういう令状で家宅捜索をして、そしてそれがぐあいが悪くなつたものだから、殺人事件の容疑者だということをあとから強弁をして、時間も場所も何もはつきりしていませんよ。人権はどうなりますか。それでも捜査中の事件だから答弁できないということになりますか。もしこのような事件があなたのまわりで、本土で起つたらどうなるか。仮定の問題でもいいからお答え願いたい。

道の自由と公共の福祉との間に十分考慮を払いまして、その間の均衡というか、そういう点を勘案した上で、具体的な事案について十分に勘案した上でなければ、これは軽々しく本土におきましては、そういうたつ検索とかそういうようなことは、これはすることができない、また適当でない、こういうふうに考えます。まあ沖縄の場合において、この裁判官からこういう令状が発せられたということにつきましては、私どもとしては、これはやはりいたとえ沖縄においておそらく異例のことではないかと、こういうふうに考えますが、いかんせんその具体的な状況がわかりませんので判断しかねますが、まあ準抗告においてその点が審査されておる、こういうふうなことでござりますので、その結果を見て判断する以外にいまのところはないのではないかと、こういうふうに私どもとしては考えておる次第でございます。

のは、いかにも周章ろばい、みつともないだけではなくて、許しがたいではありませんか。こういう事態が発生してゐる。こうしたことについてどうお考えになるか。こういうよなでたらぬ形の中、一人のカメラマンが本土の国籍を有するカメラマンが不当な扱いを受けている。これに対しても、何らかの措置をとるべきだという見解を含しては御見解を伺います。

○政府委員(土金賢三君) ただいまお話をもありましたように、準抗告でその問題が議論されて、審査されておるようございますが、それがどういうことでその令状が出されたかということについて、私どもとしてもこれは軽々しくは判断はいきません。こういうふうに考えてるわけでござります。本土の場合におきましては、先ほど申しましたように、こういう点について本土において、私どもとしてもこれは軽々しくは判断はいきません。こういうふうに考えてるわけでござります。本土の場合におきましては、先ほど申しましたように、こちらのほうの筋でそれどころでも、これに対する人権上の問題、かりにこれが人権が侵害されておるということになりました場合に、それについては、先ほどの大臣の御答弁にもありましたように、そちらのほうの筋でそことなるうかと存じます。警察として、現在具體的な個々の事件につきまして、その事件の捜査が警察本部に渡されています。これは六項目においては現在のこの施政権の違う警察の体制のもとに起きましては、これは困難ではないか。復帰を控えて、復帰の暁におけるいろいろな法律体制とか、警察をもう少し技術的に進歩させるといふか、技術の向上をはかるためのいろいろな措置をとるとか、そういうふうな復帰に備えての問題についていろいろ考へておるわけでござりますけれども、個々の事案について、これについて警察としてどうするということは、ただいまの段階ではこれはちょっとむずかしいのではないかと、ことういうふうに考へております。

○上田哲君 じゃ大臣に伺いますけれども、いまの警察当局の見解としては、本土で行なわれれば

たいへんなことだ、あとは大臣のほうの政治判断だ、こういうことでありますから、今までのところをお聞き取りたい、たいへんおかしいことが積み上がっております。これはやはり捜査の技術とかなんとかいう段階とは少し違ひ過ぎると思ふんで、この点について、先ほどは一般的な御見解でありましたけれども、こうした具体的な事例を踏まえて、御見解をいただきます。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 先ほど申しましたように、実は先般お話を伺つて、全部山中君に話しました。そして山中君が琉球政府に對して調査をし、そうしてまたそれに対するこちらの処置をどういうふうにするかというようなことで考えるようとに申しておきました。率直に言いますと、山中君に引き継ぎをいたしておいたわけがあります。おそらく調査をしておると思います。裁判が出来ませんと、沖縄、琉球政府としてもいるたたまあ、いまお話をとおりでまだ裁判になつておるわけでありますから、いろいろ裁判上の、おなじことはものが言えないんじやないかと思つておりますが、まあそういうわけで、そつちは当然日本政府としても、山中君が担当になるわけあります。でも、やならきやならぬ、かようくに考えておられます。

○上田哲君 最後にですね、十二月六日、抗議文が警察本部に渡されています。これは六項目においては、おたつおりまして、何で殺人容疑で家宅捜索をしたのか。それから第二点は、それを急にいまに引いて、なぜだこういう見解なり姿勢なりいうことは、人権擁護並びに言論の自由の保障というところから見て、不当であると考えます。警察当局に御質問してもしようがないようありますから、ひとつ法務大臣から……山中総務長官との関連があるそうですが、なかなか総務長官がつかまらないという状況でありますから、広い立場で、佐藤内閣の閣僚という立場も含められて、いま日本國の国民が、しかも報道人が沖縄でこういう処置を受けている。このような姿勢といふものでなければ意味がないが、どうか。四番目は、そなへて返却するのはどういうわけか。それから第三番目には、返却するというけれどもすでにプリントしてあるだろう。プリントした分まで返却されるとか、そういうふうにお考へになり、どのように処置を受けてる。このよな姿勢といふのをどういうふうにお考へになり、どのように処置をされるかというところを——私は時間がありませんからこれで質問をやめますから、まとめてひ

案なるものも、しょせんは差別法案ではないか。たのは何も抽象論ではありませんので、具体的な問題について、当然沖縄・北方対策、それを通じて琉球政府と山中君のところに交渉をすべきだ。そういう意味で私は山中君に引き継いだわけあります。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 先ほどお答えしましたのは、ただいまのお話、全部また山中君によります。たのま、いまお話をとおりでまだ裁判になつておるわけありますから、いろいろ裁判上の、おなじことはものが言えないんじやないかと思つておりますが、まあそういうわけで、そつちは当然日本政府としても、山中君が担当になるわけあります。でも、やならきやならぬ、かようくに考えておられます。

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 暫時休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時十三分開会

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次発言を願います。

○水口宏三君 一時から再開がもう十五分おくれてゐるんでござりますけれども、非常にあとの日程も詰まつておるのに所管大臣おくれたのは非常に遺憾でございます。

今回の成田空港の設置に伴つて、現在羽田にあります入国管理事務所を成田に移す件につきまして御質問いたしますが、この成田空港につきましては、四十二年の一月三十日の運輸省告示を見ますと、八の「供用開始予定期日」というところに「滑走路A及びこれに対応する諸施設 昭和四〇六年四月一日」(二)として「滑走路B及びこれに対応する諸施設 昭和四十九年四月一日」(一)というふうになつております。でも半歩でも踏み出して御見解を承りたい。そう

月一日に供用を開始する。これを前提にしておそらく法務省としても入国管理事務所の設置を御計画になつてゐると思ひますけれども、現実には工事が大幅におくれているのが現状でございます。

このような状況に対し、法務省としては、成田空港の機能が発揮されなければ入国管理事務所をつくつても意味がないわけでござりますので、どうなお見通しを持つておられるか、この点について初めにちよと伺いたいと思います。

○國務大臣(前尾繁三郎君) これは施行の日から一年……。それじや運輸省の政務次官から……。

○水口宏三君 いや、それなら法務省は運輸省とは御連絡になつてないわけでござりますか、全然。それで、ただ管理事務所だけを設置するというようなばかな話はないのであって、当然これまでに運輸省と十分御連絡をおとりになつてこの設置をおきめになつたことと思ひますし、またそれによつてわれわれも審議に入らうとしているので、法務省としてはただつくりさえすればいいんだといふことじや、これは何のための審議かわからなくなる。法務省ではそういう御連絡はとつていなかつてございません。

○國務大臣(前尾繁三郎君) それは十分連絡をとつておりますので、入管局長から……。

○政府委員(吉田健三君) この法案は前国会へ上程いたしたわけでございますが、その時点におきましては、明年度の年度内、三月ごろまでに供用開始になるということで、羽田をやめて成田に新しい事務所をつくる必要があるということで案ができたわけでございますが、その後工事のほうが若干おくれるということになりましたので、現在のところは六月に供用開始になる。これは當時運輸省のほうと私たちとは緊密な連絡をとつて進めておりますが、何んにも工事がおくれましたために、現在では来年の六月にならないと現実の移転は行なわれない、こういう実情になつておるわけでございます。

○水口宏三君 それでは、いま法務省のほうとしては運輸省と御連絡をおとりになつて、一応この

法案が通ればつくられるべき成田の入国管理事務所というものは大体六月ごろまでには供用開始されるだろう、そういうふうなお見込みでおられるわざでござります。

○水口宏三君 現在の時点では、六月から供用開始というふうに運輸省から連絡を受けております。

○水口宏三君 それじや運輸省のほうにお伺いいたしますけれども、いま法務省からも御答弁がありまつたように、先ほど私が申し上げた昭和四十二年一月三十日告示によりますと、今年四月一日に供用開始ということが告示されているにもかかわらず、非常におくれてゐる。この間の経過はいろいろあつたと思ひますし、われわれも新聞等を通じて知つておられるわけですが、なぜこのようにあれほど運輸省としては鳴りもの入りでありますか、大がかりに取り組んだこの成田空港の建設が大幅におくれたのか、その経過につきまして御説明いただきたいと思います。

○政府委員(佐藤孝行君) 経過等については、すでに御承知だと思いますが、私どもも羽田空港の現在の実情にかんがみ、国際空港をなるだけ早期に完成したい、かような考え方から、成田に新東京国際空港を建設すべく今までいろいろ努力してまいつたわけでござりますが、いかんせん私どもの努力の不足なかもしませんが、いろいろ問題がこじれまして、御承知のとおり先般の代執行に際しては関係者にたいへん御迷惑をおかけいたしましたような次第でござります。現在、いわゆる平和塔、それから個人住宅、共同墓地、この三点がいまだ話し合いついておりませんが、千葉県側と協力いたしまして、できるだけ早期に話し合いをつけ、予定どおり六月初めには運航開始したいと、かように考えております。

○水口宏三君 まあ経過の御説明についてはまだ私どもちよと納得できないんですけども、当初、運輸省がそういう計画をおつくりになつた場合ですね、当然この告示まで出している以上、あらかじめその建設について十分な事前の手立ては

行なわれていたんじゃないか。何ら手だてなしにこういう告示を行ない、告示が出たからと云うことで無理やりに工事を進めていく、そういうような経過がむしろ地元農民の反対を買つて、ああいう

代執行ないしは強制収用というような非常手段を考えなければならなかつたんじやないかと推測をいたしますが、この計画の取り組みについて、運輸省としてはそういう單なる、何といいますか、この地域が便利だからというような上からの計画でおやりになつたのか。あらかじめそういう手だけでをつけになつて、ここなら空港の建設は可能だという、そういう社会的な条件を含めておつくりになつたのか、その点について。

○政府委員(佐藤孝行君) いろいろ立地条件その他土地の価値判断、そういうものも含めまして、現在東京周辺で最も適地として選んだのが成田でございます。しかしながら、不幸にして、私どもの努力の不足と存じますが、土地所有者すべての了解をとるに至らず、あのような結果になつたことはたいへん申しわけなく思つております。したがつて、現在まだ引き続いて第二期工事を控えておりますが、あくまで納得と了解のもとに第二期工事に着手したい、かような考え方で、現在も県と連絡の上、鋭意その方向に努力中でござります。

○水口宏三君 「不幸にして」とおっしゃいますけれども、だれが不幸なんかわかりませんが、要するに、あなたの方のそういう意味での調査、準備が不足だったということはお認めにならないん

です。

○政府委員(佐藤孝行君) できるだけの努力をいたしましたが、結果論から言いますと、必ずしも完璧だったとは言いがたいと思います。

○水口宏三君 「不幸にして」とおっしゃいますけれども、だれが不幸なんかわかりませんが、要するに、あなたの方のそういう意味での調査、準備が不足だったということはお認めにならないん

です。

○政府委員(佐藤孝行君) できるだけの努力をいたしましたが、結果論から言いますと、必ずしも完璧だったとは言いがたいと思います。

○水口宏三君 それをお認めいただければ、先ほどお話を六月供用開始を目指にして、今後平和塔と個人墓地その他おやりになるという話でございますけれども、このほかに空港へのバイパスの問題が必ずしも千葉県側で十分な了解を得ていないということを新聞などで私聞いておるんでござりますけれども、それらの事実について教えていただきたいと思います。

○政府委員(内村信行君) ただいま先生お話しのよう、バイパスでございますが、バイパスインにつきましては、千葉市をやはり通つていかなければならないんですけど、千葉市におきまして、まだ市会において最終決定が行なわれていて、先般聞いたところによりますと、来年の一月

重要な内容であるだけに、一応の見解を聞いて、私の質問を終わっておきたいと思います。

○國務大臣(山中貞則君) 最近の一審の判決その

他において、確かに御指摘のような、刑罰のみ

ならず行政罰等についても、政府のとつておりま

す基本的な姿勢と相いれないような判決が出てお

ることも承知いたしております。しかし、まだ政

府のほうで、公務員制度について、したがつて一

審のみで姿勢を変えたということでは終局的にございませんし、またそういう方針にも到達いたし

ておりますが、逐次この問題は、やはり最高裁

の決着まで続くものであろうと思ひますけれども、しかしながら、そのような判決等があるとい

ふことはこれは事実でありますから、当然、司法

の権威の名においてなされたものでありますし、

われわれとしてもそれらの点は謙虚に——謙虚に

というところを使ふと總理みたいになりますか

、すなおにそれを心の中に受けとめておいて、

今後の運営にあつて、私たちも公務員制度審議

会の論議というものに耳を傾けていきたいと思ひ

ます。

○峯山昭範君 それでは、國家公務員法の一部を改正する法律案につきまして二、三質問をしたい

と思います。

いまの公務員制度審議会の問題であります。

今回の答申は全会一致であつたといふ話はいま

お伺いしたんですが、この審議会の会議録の問題

ですが、これについては、会議録は非公開を原則

としている、こういううぐいに聞いているわけ

であります、やはり今回のような場合もそうで

ありますし、また、今までのようによつて提出をすることもあり得るのかどうか、こ

の点どうでしよう。

○國務大臣(山中貞則君) 議論はオープンで行なつておるのでありますけれども、何せ、事柄が事柄だけに、ことに、労使の間において著しく見解を異なる議論が多くございます。これを一々

公表しておりますと、まとまるはずであったものが、外に出されたためにいろいろな反対運動なり賛成運動なりという、いずれの側にしても、外で

論議が巻き起こりますと審議会の場の運営という

ものがぎくしゃくする可能性があると思うので

す。しかば今度のような全会一致の場合にはど

うだということですが、全会一致の場合でも、や

はり、そこに暗黙に合意的なものもありますし、

そういうようなことをオープンに一々していきま

すと、また、それではというような意見が起ころ

ますし、今回は、これは五年にしろということで

ありますから、そのまま、答申の文言を法律にし

ただけであるということで、運営をオープンにす

ることは原則だと思うのですけれども、事柄によ

りますので、御意見は承つておきますが、いま、

その三者構成の中で、われわれの意見はオープン

にしろという意見も内部のほうから特別に強く出

されているわけではありませんので、むしろ、み

んながフランクに自分たちの立場を代表しつつ、

なお、合意点を見出す必要ありというような議論

もされるほうが私はよろしいんじやないかと思つ

ているのです。

○峯山昭範君 そうしますと、たとえば、審議内

容につきまして、必要に応じて、こちらの要望に

よつて提出をすることもあり得るのかどうか、こ

の点どうでしよう。

○國務大臣(山中貞則君) これは今後の運営にも非常に大きな関連を持ちますので、選出された前

田会長の運営の基本方針などいうようなものをお聞

きしたり、あるいは三者それぞれの立場の御意見

もお聞きしませんと、ただ、公表しますというだけでは、ちょっと、責任ある答弁にはならぬと考

えます。むしろ、公務員制度審議会の自主性を尊

重したいと、こう思つておるわけです。

○峯山昭範君 この問題は、やはり内容等につい

て、重要な問題をこれからもやるわけであります

が作成されたものであるということは、私の責任

において言えると思います。

○峯山昭範君 そうすると、今回限りということ

は総務長官のほうからお願ひしたいと思うのです

が、これはどうでしょう。

○國務大臣(山中貞則君) 国会で決議して出せとおっしゃればどんなものでも出さなきゃならないと

思うのです。しかし、今回の答申にしても、私は、ただ、満場一致と申しておりますけれども、

その答申の文章の外側の議論としてはいろいろあ

るわけなんです。したがつて、そういうものを話

をしてみても益のないことであると思って話をし

ないけでありますから、適当に質問があれば、私で答える範囲は私の責任で答えるというよ

うな形で運営をさしていただきたいと思うので

す。

○峯山昭範君 それでは、どうもその話はそれ違

いばかりになりますが、私たちとしては、その

委員会の議事録等を必要に応じて出していただ

きたいということを、できたら総務長官のほうか

ら前田会長のほうに要望をすると、そういうよう

にできたらお願ひしたいわけです。時間があります

せんので次にいきます。

今回の場合は、第三次審議会で満場一致で決定

したことではあるけれども、この問題を再び議題

として取り上げないことを確認したと、こういう

ふうに、これは何かわかりませんが、いずれにし

ても、こういうことを聞いているわけですが、こ

ういう問題については、第三次はこの間発足した

ばかりでありますけれども、この審議会以降、

これから取り扱いについてはどういうぐあいに

なっているのか。今回答申のあつた在籍専従の問

題については、今後はどういうぐあいに扱つてい

くつもりなのか、この点について。

○國務大臣(山中貞則君) これは、審議会の中で

そういう議論がされたかどうかの確認といふよう

な形でなくして、私のほうから答申を受けるにあ

たつて、これは三者構成それぞれ今回限りである

ことについて合意された結果、答申

が作成されたものであるということは、私の責任

において言えると思います。

○峯山昭範君 そうすると、今回限りということ

でありますと、また今回の法案が、合わせて五年になるわけですけれども、それからあとどうなるのですか。

○國務大臣(山中貞則君) これは、在籍のまま専従できる期間といふものを五年にするわけでありますから、これはいまから五年という意味じゃありませんで、ずっと五年であるということになります。

○峯山昭範君 いまから五年つていうわけじゃない

くて、あと二年延長するわけですね。ということは、あと一年延長して、また期限がきますね。そ

うしたらそのときはまたどうなるんですか。もうちょっとわかりやすい御答弁を願います。

○國務大臣(山中貞則君) これは非常にわかりやすくしてます。在籍のまま専従することを認める期間を五年間と直しただけでありますから、した

がつて、そのまま、その法律のもとで、在籍専従の期間が五年として今後も運営されるわけでありますから、ある人にとってあと三年の人もあります

しょうけれども、ある人は何年かあとに五年とい

うことにもなると思うので、これは私がさつき

言ったのは、五年をさらに七年とか六年とかいう

議論はもうやめたというお話をありましたから、

そういうことも私の責任で、それはそういうこと

を言われておるということは答弁をするというこ

とであります。

○峯山昭範君 そうすると、五年以上は認めない

ということですか、結局は。

○國務大臣(山中貞則君) これは三年以上は認めないという約束ことで出発をしたものであります。

しかしながら、わが国の労使、ことに組合関

係の実情というものから見て、やはり三年の期間

では、専従職員、いわゆるプロの養成その他につ

いて、やっぱりロー・テーションとしては、回転率は

少し短過ぎて養成しにくい、どうしても五年ぐら

いの幅を持つてももらいたい、したがつて一年延長

なんということは反対であるという組合等の意見

もありまして、そこで全会一致の線は一年延長と

いうことに落ち着いたわけであります。

○**峯山昭範君** 私は、この問題をこんなに何回もやる必要はないわけですねけれども、これは要するに、もうちょっとそれじゃお伺いしておきますけれども、この問題は、ことしの十二月の十三日ですか、期限がくる人が何人かいると思うんですね。そういう人たちがこの法律にひつかかってくために、ぜひともこの法律を早く通す必要があるということ、これを私はお伺いしているわけがありますけれども、そういう人たちが、在籍専従の期間を三年ときめられたのを五年に延長する。そういう人たちが、いまおっしゃったように、あと二年間ありますようし、また三年の期限のきていない人は、これは四年の人も五年の人もいると思うんですね。そうしますと、これは一般的に考えて、二年間延長して五年になつた、これからあと二年先の十二月の十三日には、これはちょうど組合の専従をやめなきやいけない人が何千人も出てくる——何千人かどうか知りませんが、少なくとも何千人かは出てくるわけですね。そのときにあって、今度はもう延長はしない、専従役員も全部かわると、こういうことなんですか。そのところはどうなんですか。

○**政府委員(宮崎清文君)** 先ほど長官がるる御説明いたしましたように、在籍専従の期間が、現在制限が三年ということになっております。それを五年にしたわけでございまして、したがいまして、ただいま御指摘の場合には、昭和四十三年の十二月十四日から在籍専従をやつておられる役員の方は、その三年目で、現行の制度でございますと、ことしの十二月十三日で在籍専従はできなくなるわけでござりますから、五年目までできると、こういうことになるわけでございます。五年たちますと、その方はもはや五年使いましたから、在籍専従はそれ以上はできませんで、本来の公務員の職場に戻られるか、あるいは俗に言うプロ専従の道を選ばなければならぬ、こういう仕組みでございます。

○**峯山昭範君** そうすると長官、これは要するに——まあこんなに私はこの問題について深入り

をするつもりはなかったんですけれども、これは、ここまで言いかけたら深入りしておなきやいかぬわけですね。中途はんぱで放っておかれたら実際問題困るわけですね。今後この問題を再度、やはりそのときになつてもう一回この問題について再検討しなきゃならない問題だと私は思うんですが、大臣どうですか。

ならば五年目でしょうけれども、それはいつでも、五年というものを権利として持つたわけですか。法律上はそういう問題は起こらないし、これは五年をあと六年とか七年とかという議論は別個の議論だと私は思うんです。

○**峯山昭範君** それは大臣、違いますよ。これは事務局のほうからでもけつこうですが、ことしの、先ほど説明がありましたように、十二月十三日に一応在籍専従の三年の期間のくる人が何人いるんですか。

○峯山昭範君 在籍専従のトータルの人数は何人ですか。
で調べました状況でございまして、あるいは非常に
にこまかい数字は必ずしも正確ではない点がある
かとも存じますが、私のほうで調べました限りに
おきましては、ことしの十二月十三日に在籍専従
の期間が満三年になる人々の数は約千五百八十名
程度でございます。

○政府委員(宮崎清文君) 同じく十月一日の調査の結果、三千名ちょっととした程度です。

ちには五年の期間がくる。千五百人の人たちが
べんにくる。そうすると、議論がかみ合わないと
おっしゃっていますが、どこがかみ合っていないと
のかわかりませんがね。要するに、二年あとには
少なくとも在籍専従の半分の人たちの期限がくる
わけです。千五百人の人たちが一べんに在籍専従
をやめなければいかぬ、そういうことになるわけ
ですね。そこら辺のこと、どうなんですか。

○國務大臣(山中貞則君) それはこういうことな
んです。ことしの、いまの法律で、十二月の一定期
日にになると、なるほど三年に達した人がそれだけ
が出る。したがつて今回の措置は、それらの人たち
に二年さらに現状を認めるという措置になるわけ
ですけれども、三年を五年にしたということになると
は、専従になつていよい期間が五年になつたわけ
ですから、あと二年になつてそれらの人が期限
がくることは、これは労働者側も含めて、あと二年
余裕を置いてもらわれば自分たちの組合管理として
の立場からやつていけるという判断があつて三
者合意されたものでありますから、その点の支障
はないことが前提になつておるわけであります。
それでよろしいということなんです。

○岸山昭範君 確かに、それでよろしいといふこ
とになつていて、再度私は問題を提起しているわけ
けですから、これは新たな問題かもしけませんけれども、いざれにしても、この問題は、私はその
ときになれば問題になつてくると考えるわけです、
実際のところ。ですから、この点について
は、やはり再度これは二年あとには検討してもら
わなければいかぬことになると、こう私は考える
わけです。しかし、時間の関係もありますので、
それでは違う問題にいきます。

実は、いまの在籍専従の問題に関連をいたしま
して、ことしの六月二十三日にILOの総会があ
りまして、その総会の席上「企業における労働者
代表に与えられる保護と便宜に関する勧告」とい
うのがありますのですが、ILO条約の百三十五
号条約になりますが、この条約はまだ日本では批
准をしていないわけがありますが、この条約に対

お考え方について、総務長官、どういようとお考
する考え方について、総務長官、どういようと
○國務大臣(山中貞則君) 大体、労働省でこれは
検討しておるところであります、しかし今回の
措置に関連があるとすれば、勧告の中の「労働者
代表に与えられるべき便宜」というところの第10
の(1)「企業における労働者代表は、企業における
その代表任務を遂行するために、賃金又は社会的
及び付加的給付を喪失することなく必要な休暇と
与えられるべきである。」という点が今回の問題
と関連を持つと言えれば言えると思ひます。

○峯山昭範君 実は私はその点を、これは関係が
あるというよりも全くそのものを、組合専従の問
題を取り上げているわけなんですけどね。これによ
りするに日本の場合とILOで主張している場合と
とはずいぶん違うと私は思ひます、内容的に。
たとえばこれは公務員制度の問題にも、在籍専従
の問題について前々から議論された問題でありま
すけれども、諸外国ではこういうふうな在籍専従
なんという制度はないというようなことがさんざ
ん言われてきたわけですから、それに基づいて
公務員制度審議会の調査によりまして、四十五
年の十月十七日に公務員制度審議会の海外調査團
が調査報告をしておりますけれども、それによ
っても、調査した国々ではほとんどの国が在籍専従
従を明らかにしている。しかもそのほかの国にお
きましても、ベルギーとか、そういう国においてはそ
は、在籍専従者に対して失業手当とか、そういう
ふうなもの、たとえば昇任とか昇給とか、そ
うふうなものがなされている、こういうぐあいな
ことがあるわけですが、日本においてはそ
ういう点がまだまだ待遇の上から、またいろいろ
な面から、まだそういう点が落ちている点がすくない
ぶんあると思うのですね。そういう点から考えて
みますと、このILOのいま大臣が読みましたと
ころですね、「賃金又は社会的及び付加的給
付を喪失することなく必要な休暇を与えられるべきで
ある。」いろいろありますが、こういう点は、こ
れは大臣は、ILOのいわゆる勧告はもともと

ある、したがって、日本においてもこの問題を取り上げるべきであると、こういうふうにお考えなんでしょうか。この点、どうでしょう。

○國務大臣(山中貞則君) 先ほど申しましたように、一義的には労働省においてこれは検討いたしております。ただし、いまの問題にされておる点の「賃金又は社会的及び付加給付を喪失することなく」という点と今回の措置とどうだということであれば、これはまあ今回の措置でありませんが、日本の措置でありますけれども、喪失はしていない、ある程度の調整措置等は講ぜられていましたけれども、喪失しているものではないということを私としては考えております。

○峯山昭範君 大臣が退席されるそうでありますので、私の質問はまだ大臣お見えになつてからあらためて……。

○委員長(柳田桃太郎君) それでは大臣、退席してください。

〔速記中止〕

○委員長(柳田桃太郎君) 速記をつけて。

本案の審査は後刻にいたしたいと存じます。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(柳田桃太郎君) 速記を起こして下さい。

それでは五分間休憩いたします。

午後二時八分休憩

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を開いたしまします。

○委員長(柳田桃太郎君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(柳田桃太郎君) 速記をつけて。

本案の審査は後刻にいたしたいと存じます。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(柳田桃太郎君) 速記を起こして下さい。

それでは五分間休憩いたしました。

午後二時十六分開会

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○木口宏三君 どうも審議が中断いたしましたので、少し続かないかと思いますけれども、先ほど運輸省からの御答弁によりますと、成田空港が完

全に使用できるようになった場合、羽田空港の取り扱いについては主として国内空港にしたいたまし場合によつては国際空港の機能にならう場合もあるであらうというような、その点多少あります。

○政府委員(吉田健三君) 成田に移りましてから、依然、出入国者の数は非常に激増していくものと予想されるわけですが、私のほうとうたしましては事務手続の簡素化、合理化というよう面を極力さらに入れますが、職員を訓練いたしまして、これを迅速適確に処理ができるように対応するともに、明年度予算におきましては、事務量の絶対増に伴う適切なる増員要求を目下関係方面と交渉中でござります。

○水口宏三君 いや、その点をむしろ私、お伺いしているのじやなくて、当面どう対処するのか、来年の六月から。それで、確かにもう入ってくるやつはやらなきやいかぬわけです。入国情理事務をしなければいけないのですね。当面、どういう形でそれをさばこうとなさつていらっしゃるのか、具体的に。

○政府委員(吉田健三君) 原則は、羽田の入管をたたんで、成田のほうに新しい全事務所を移すといふことでございまして、その移転の準備を内々行なつておりますが、成田に全部行かないではないか、一部羽田に残るかどうかということに関しましては、先ほど政府側からの御説明があつたようですが、私たちいたしましては、もう少し、羽田のほうに若干でもVIPその他の飛行機が入つてくるというようなことになりますと、もうございますが、私たちいたしましては、もう一度ございませんが、私たちいたしましては、成田空港に移すわけですね、羽田にこれに対応していく。それは税関、検疫その他みんな同様の措置をとられるものであろうと想像いたしております。

○水口宏三君 いまの御説明で大体わかりました。が、それはあとで御質問したいんですが、要するにわが国に対する入出国者というのは年々激増しております。それで、いま運輸省の御答弁では、当面VIP等の発着が若干あり得るといふような御説明でしたが、まあその後の状況の中でも出張所設置という問題が出るのではないかと思ひますけれども、それらの点について、むしろ運輸省と十分御連絡になつて、一回撤去をした、その後の状況で来年また新しく出張所というような形でやるのは、いかにもぼくは無計画だと思うのですね。それは運輸省自体のほうの成田の空港の建設そのもの自体が無理な面もあるし、おくくれていません。それに追隨して、法務省が何もまねをする必要はないが、その辺、見通しはいかがなんですか。運輸省と十分御連絡をとつていただきたい。

○政府委員(吉田健三君) ただいま御質問の点は、運輸省と十分連絡をとりまして、現在私たちが了解しておりますのは、国際線は成田の新空港に全部入るという原則でござりますので、その方面の仕事をする私たち、先ほど申しました税關その他関連の事務所は、成田のほうへ一応全部移管する。将来の問題に關しましては、一応現在成田に全部入るという方針で私たちは处置いたしておる次第でございます。

○水口宏三君 いや、成田に全部移るということは、これはもうこの法案の趣旨なんござりますから、それはわかっているのでござります。ただ問題は、来年あたり出張所設置というような問題は起きないと思います。

○政府委員(吉田健三君) 私の了解しております範囲では、明年あたりに出張所をつくると、そう問題は起きないと思ひます。

○水口宏三君 それではですね、羽田にある入国管理事務所を全部成田に移すわけではありませんけれども、これは当然入出国者が大量に激増し

て、成田に新しい入管事務所をおつくりになる、このような出入国者の激増に対してもどのようにわざわざおつりながら、その点について伺いたいことと、そういう場合に、一体、成田における入管事務所の職員が急にあえていく、こういふ場合に、あいう地帯でござりますから、これらの職員の生活条件ですね、こういうもの等につ

いても十分事前に配慮がなされていないと、おそらく急に人が、出入国者がふえたから増員をすらる、増員で一応定員はとつてみたけれども、職員の生活条件が非常に劣悪であるということでは、これは私は少しおかしいと思いますので、そういう意味で、運輸省のそういう計画と十分連絡をとり、打ち合わせをし、見通しを立ておやりになつてているのかどうか、もし具体的な点があればお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(吉田健三君) 御質問の第一の点につきましては、遠い先のことはちょっと私たちのほうも予測をいたしかねますが、明年度の出入国者の増加というようなものを算定いたしまして、一応先ほど申しました六十三名という明年度に対する増員要求を概算要求で現在やつておるわけですが、いまして、その後さらにまたふえていくということになりますと、現在の予算制度上、新しい新々年度におきましてさらにまた手当てをしていく必要があろうかと、かようと考えております。ただ、御指摘のように、成田の新空港におきましては、たとえば仕事をやります審査ブースのほうが、入国のベースは、出入り口は現在入国者に対しては羽田二十六でございますが、これが六十八個にあえる。出国者については現在羽田十四個でございますが、これが三十二個にあえる。太体二倍半ぐらい成田の施設では増設されるといふうに了解しておりますが、これは将来起ころうであろう出入国者の増加に対しましていまから手当てしてある形でございますが、人員は、とりあえず明年度予算といたしまして、明年度に見合った形の適切な増員要求を目下交渉中である、こういう次第でございます。

手当てという問題は、今後情勢に応じて再検討していかなければならぬかと思ひます。なおまた御指摘のように、教育問題とか、それからいろんな施設、マーケット、病院、そといった問題も成田ニュータウンの発展とか、学校の新設状況等にらんで、私たちもいろいろ厚生面を考えていきたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

○水口宏三君 もちろんこれから出入国者の増加の予測というものはいろいろなファクターでめどをお立てになつておると思いますけれども、少なくとも先ほど申し上げたように六十一年には千六百万人ぐらいになるというふうにしていらっしゃる。それに見合つた形で当然法務省の入国管理局が増大していく。それで、私どもが一番心配いたしますのは、これまでそういうふうになつてくると、まず定員をあやすということ、定員はふやしたけれども実際にそういう適任者がいなくてなかなか充足できない。なおかついま言つたような住宅の問題その他の生活条件等が非常に劣悪になつていくということがありますので、当然これは私は運輸省と十分御連絡になつて、成田空港の建設の一環の問題としてこれらの手當てを十分なさるべきじゃないかというようになっておりますが、それらについては運輸省とは十分御連絡になつていらつしやるのですか。

○政府委員(吉田健三君) まあ住宅等の問題になりますと、運輸省よりはむしろ大蔵省の公務員宿舍の手当てとか、またそれ以外の学校問題、病院の問題、そいつたいろいろな生活施設の問題に関しますと、必ずしも運輸省の問題ではないかと思ひますけれども、私たちとしましては、現実に即してとりあえず成田に新空港が発足したときに即応した態勢は大体どれたと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○水口宏三君 それじゃ、いずれにしましても成田空港の問題につきましてはこれだけの、さつきとぎれます前に運輸省のほうから説明を受けたよ

うに、幸いこううできればといふような予測であつた成田空港の建設が、ああいう形で非常におくわっている。しかも最終的には代執行、強制収用といふような強行手段をとらなければならない、これはまさに運輸省の失態だと思ひますけれども、いざれにしても、とかく官庁のやり方というものが何か机上の計画を立て、それに何でも押し込めていく。最後になればだれかが無理のしわ寄せをされる。特に入国管理事務の問題、職員の問題については、私は十分御配慮を願いたいということをもうしろ申し上げて、一応この点についての質問を終わります。

次に、東京周辺の空港問題について、これはひととつ運輸省にお伺いしたいのでござりますけれども、現在の羽田空港の施設について、航空機の発着回数の限界ということがいわれております。限界が近づいたから成田に新空港をつくるといふことだと思いますけれども、大体言われておる限界というのが、年間でいえば十七万五千回の発着、あるいは一日でいえば四百八十分の発着というのが限界だといわれておりますが、それは事実ではそう受け取つてよろしいのかどうかということでおざいますが、ほんとうに限界にぶつかる時期はいつもののは、いつもというふうに予測していくらっしゃるのか。それを運輸省にちよつとお伺いしたいと思います。

○説明員(住田正二君) 羽田空港の離着能力につきましては、いま先生のおっしゃいました程度でござります。限界に達しておりますのは昨年ぐらいからでございまして、現在羽田につきましては、増便ができるないということでございます。

○水口宏三君 すでに羽田では現状で限界に達していると、ということでおざいますね。

○説明員(住田正二君) そうでござります。

○水口宏三君 そういう状況というのは、いわば増便をしたいけれども、増便を押えているところが相当あるということになるかと思ひますけれども、成田空港の第一期計画は、四千メートル滑走路、これは第一期計画では一本しかできない

この一本の滑走路に、先ほどの羽田の現在の国際空港としての機能はほとんどそこに持つていくのだというようなお話をございましたけれども、私は身は専門家でございませんのでよくわかりませんけれども、四千メートルの第一期工事だけで、現在すでにもう羽田は限界にきて発着についてある程度の押さえをやっている。そういう状況から見て、一体成田空港の第一期工事が完成してどのくらいものなのですか。

○説明員(住田正一君) 成田の四千メートル滑走路が一本できた段階において、離発着能力は大体十二、三万回ぐらいではないかと見ております。第二期工事でもう一本並行滑走路をつくるということになつておりますので、両方できますと、二十五、六万回使えるということをございます。現在羽田の国際線の離発着回数は、本年度で五万五千くらいではないかと思います。したがいまして、一本でもなお数年余裕がある。第二期工事ができますと、昭和六十年くらいまで十分もつとうような見通しでございます。

○水口宏三君 それは大体予測として、第一期工事が完成すれば、何年間くらいは一本の四千メートル滑走路でいけるということなのですか。

○説明員(住田正一君) 何年ということは非常に言いにくいのですがござりますけれども、まあ数年は十分もつという感じでございます。

○水口宏三君 それは、先ほどの運輸省の説明によりますと、第一期工事が四十六年四月一日、これは非常におくれて、大体まあ使用開始可能が六月以降になるというお話ですが、第二期工事については、完成の大体の目標は四十九年四月一日でござりますね。そうすると、第一期工事が完成すれば数年間だいじょうぶだということになると、別に第二期工事の繰り上げとか、そういうことの必要性というものは生じないと考えてよろしいのですか。

○説明員(住田正一君) 当初の予定では四十八年度つぱいに第二期工事が完成するということになつておったわけでございますけれども、第一期

工事がおくれておりますので、第二期工事を四十九年四月供用開始という目標でいくということは、たいへんむずかしいと思います。どれくらいおくれるかわかりませんが、その間は第一期工事の一本の滑走路で十分もつという見通しでござります。

○水口宏三君 第二期工事を繰り上げるというような計画は全然おありにならないわけですね。繰り上げて着手するとか、そういうようなあればないわけですね。

○説明員(住田正一君) 繰り上げるということになりますと、当初の目標が四十八年度一ぱいということございますので、第一期工事が四十七年の六月以降に完成するわけでござりますので、第二期工事を四十八年度一ぱいに完成するということは、非常にむずかしい現状ではないかと思いま

ります。
○水口宏三君 それは事実問題として、むしろ繰り上げをしたくてもできない、むしろ大体予定どおりに完成すれば、現在の第一期工事の四千メートル滑走路で十分さけるというふうにお考えになつていらっしゃるわけですね。

○説明員(住田正一君) そのとおりでございます。

○水口宏三君 これはあるいは運輸省直接の関係ではないかもわかりませんけれども、国土総合開発審議会のちょうど四十五年十二月二十三日に出されております意見書の中に、将来の東京を中心とした航空ネットワーク、これの状況を考えてみると、現在の成田の国際空港を早急に完成するだけなしに、さらにその規模の拡張をかかる、あるいは東京圏の空港の複数化を検討する必要があるんだ、これらの国土総合開発審議会の意見等をわかれ拝見すると、いまの運輸省からのお話よりは、より急速に出入国者がふえていく、いわば航

げることはできない、そういうことで、どうも国土開発審議会の意見書とは非常に食い違いが感じられるのでござりますけれども、そういうような点についてはどうですか。

〔委員長退席、理事町村金五君着席〕

○政府委員(佐藤孝行君) お答えいたします。

先ほど来監理部長が申し上げておるよう、当初は四十八年度末を目途にして第二期工事も着工したわけですが、どうも現時点では四十八年度末というのはいささか心もとない、四十九年度なるたけ早い機会に完成したい、かような考え方から、公団裁対しては用地買収について全力をあげるよう指示しております。試みに現在の用地買収の実態を申し上げますと、第二期工事区域のうち、いまだ未買収の地域は約一三㌶ございま

す。千葉県側と連絡をとつて、先般のような事故がないように全力を尽くして事に当たらしております。

○水口宏三君 いざれにしましても、羽田から成田に移管の問題につきましては、むしろ計画に対して実施が非常におくれているというのが実情だと思う。現在すでに、先ほど伺えれば羽田の離着陸が不可能な状態にきておる、むしろそれを抑制しなければならないような状況である。今後さらには出入国者がふえていく、あるいは航空回数がふえてくるというような状態に対応して、いまのお話をどのように、第二期工事についてすら確たる自信がないというようなことについて、これは今後十分御検討願いたいと思います。その場合に、最初申し上げましたように、何か第一期工事におけるような、幸いみんなが賛成してくれればできただんだ、こういうことではなく、十分説得を

ます。

○水口宏三君 いざれにしましても、羽田から成

田に移管の問題につきましては、むしろ計画に對

して実施が非常に遅れておる、むしろそれを抑制

しなければならないような状況である。今後さら

に出入国者がふえていく、あるいは航空回数がふ

えてくるというような状態に対応して、いまのお

話のように、第二期工事についてすら確たる自信

がないというようなことについて、これは今後十分

御検討願いたいと思います。その場合に、最初

申し上げましたように、何か第一期工事

におけるような、幸いみんなが賛成してくれれば

できただんだ、こういうことではなく、十分説得を

ます。

○水口宏三君 いまのお話ですと、むしろ地元か

ら民間空港に使うことに対する反対があるという

お話をですが、私の聞くところでは、なにか騒音の

問題だということですけれども、これは自衛隊機

だって飛べば騒音を出すわけです。むしろ、なる

べく騒音の少ない民間機が使うことについては、

これはおそらく、これこそ皆さん方の地元との折

げることでありますけれども、この厚木飛行場につきましては、ことしの七月に相当部分が返還をされて、現在自衛隊が、これは下総の海上自衛隊第四航空群の対潜哨戒機が駐屯しているわけですね。昨年の十二月に運輸省のほうでは、民間空港としても使うということをきめていらっしゃる。言いかえますと、結局自衛隊と民間航空との共用ということにならうかと思いますけれども、この点について、これまでの経過と今後の計画を簡単にひとつ御説明願いたい。

○政府委員(佐藤孝行君) 運輸省といたしましては、本年の二月ごろから、羽田空港の過密状態を緩和するために、国内線の一部を厚木に移しました、かよな考え方から、具体的には四月以降、主としてYS、これはYSを選んでいたのは、他のジェット機に比較してそれほど、騒音関係はないようなくして事に当たらしております。

○水口宏三君 いざれにしましても、羽田から成田に移管の問題につきましては、むしろ計画に對して実施が非常に遅れておる、むしろそれを抑制

しえなければならぬような状況である。今後さら

に出入国者がふえていく、あるいは航空回数がふ

えてくるというような状態に対応して、いまのお

話のように、第二期工事についてすら確たる自信

がないというようなことについて、これは今後十分

御検討願いたいと思います。その場合に、最初

申し上げましたように、何か第一期工事

におけるような、幸いみんなが賛成してくれれば

できただんだ、こういうことではなく、十分説得を

ます。

○政府委員(佐藤孝行君) いま運輸省の政務次官がお答えになりましたように、厚木につきましては、ことしの六月の二十何日でございましたか、いわゆる閣議決定で、米軍から、形から申しますといわゆる日本政府が管理するような形、これは飛行場の利用計画について、民間優先と申しますが、そういう方向へ持っていく可能性はないわけ

です。

したがって、それらの点について防衛施設庁にむしろ伺いたいのですけれども、防衛施設庁とし

て、運輸省の申し入れ等との関連で、今後厚木

のほうに移管になりましたので、引き続いて現在

もなお成田に移転する以前の羽田空港の過密状態を緩和するという意味合いから、現在も鋭意努力

をしておられます。この問題については、防衛庁と地元関係町村においては、民間機の使用も反対という決議等もございまして、

ただきたいと、こういうことで折衝を重ねてまいりましたが、七月以降、同空港は管理権が防衛庁

のほうに移管になりましたので、引き続いて現在

もなお成田に移転する以前の羽田空港の過密状態を緩和するという意味合いから、現在も鋭意努力

をしておられます。この問題については、防衛庁と地

元の協議がととのい次第、私どもも重ねて要望して

しております。この問題については、防衛庁と地

元の協議がととのい次第、私どもも重ねて要望して

おります。

○政府委員(鶴田浩君) いま運輸省の政務次官がお答えになりましたように、厚木につきましては、ことしの六月の二十何日でございましたか、いわゆる閣議決定で、米軍から、形から申しますといわゆる日本政府が管理するような形、これは飛行場の利用計画について、民間優先と申しますが、そういう方向へ持っていく可能性はないわけ

です。

したがって、それらの点について防衛施設庁にむしろ伺いたいのですけれども、防衛施設庁とし

て、運輸省の申し入れ等との関連で、今後厚木

のほうに移管になりましたので、引き続いて現在

もなお成田に移転する以前の羽田空港の過密状態を緩和するという意味合いから、現在も鋭意努力

をしておられます。この問題については、防衛庁と地

元の協議がととのい次第、私どもも重ねて要望して

おります。

それから、先ほど先生、現在自衛隊の航空機が入つておると申されました。が、実は修理のためにたまに入つておりますが、いわゆるこういう一連

の流れによる決定では、まだ入つておりません。

これは地元の方が、まあ音の点は同じなんでございませんが、いろんなこれは議論が地元にございま

して、結論だけ申し上げますと、政府として、ま

ず自衛隊が入つてみて、それから第二段階として

運輸省の話にしたらどうかというような、こうい

う話もございます。そのどちらがどうだというようなことを、私から申し上げられないわけございませんが、運輸省とともにわれわれ交渉にまいりましたし、ともに折衝をしておるわけでございまが、先ほど申し上げましたように、運輸省の問題を一応ベンディングにしてというふうな考え方で、現在地元は言つておられます。そういうことで、当然防衛庁としましては、最初から施設を民航と共同で使用いたしましたよいうお約束でやっておりますので、優先ということばが必ずしも妥当ではございませんが、自衛隊と民間機の共同ができれば幸いだというふうに、現時点でも考えております。

○水口宏三君 ちょっと話がわかない点があるのですが、要するにあります。これは日本共同声明、地位協定でしたか、いずれにしても、米国から返還される、それで自衛隊に移管をする。相当部分をですね。そのほうは一応手続が済んだ。だからこの自衛隊が使ってみて、それで運輸省と民間航空との共用については今後相談をするということなのか、それとも、さつきの運輸者のお話のように自衛隊が使うことは賛成だが、民間航空を使うのは反対だという地元の声があるということなのか、その点どっちなんですか。

○政府委員(薄田浩君) 地元の声は、先生のおっしゃいました後者のほうでございます。

○水口宏三君 どうもその点よくわからないので、これは私たちもいすれ実地調査をさせていただいて、今後、厚木の飛行場の問題について、あらためて御質問いたしたいと思ひますけれども、いずれにしましても、私はこれだけ込みあつている現在の東京を中心とする航空路の緩和について、われわれ、優秀な飛行場といふものを、單純に自衛隊だけの利用ということではうつておくたいと思います。

それとの関連ではございませんけれども、成田

空港が完成した場合に、現在、在日米軍のほうから、軍事郵便取り扱い所を、いま羽田にあるもの

を成田に移さしてくれと申しだすが、その点についてどういふうに聞いておりますが、その点についてどういふう状況か、御説明願いたいと思います。

○説明員(住田正二君) ただいまの点につきましては、運輸省といたしましてはお断わりしております。

○水口宏三君 これはしばしば成田空港について何回かあつたわけありますが、これはそういう御答弁にならうかと思いますが、事実在日米軍から要求された場合に、これをほんとうに運輸省として、あるいは防衛施設として、最後まで断わられるのでしょうか。

○政府委員(薄田浩君) ただいまの件は、現実に

は昨年の暮れごろから、在日米軍から成田の新空港で、羽田でもやつておったので、大体同じよう

な規模、ちょっと多くなりますが、の軍事郵便の荷扱い所でござりますか、それを置かしてくれと

いう話が、公式にも非公式にも参つております。

ただ、いろいろ国内事情、成田等の現地事情等

はまだ結論が出ておりません。

○水口宏三君 いま運輸大臣も防衛庁長官もおり

ませんので、ここで明確な御答弁をお願いするこ

とは困難かと思ひますけれども、どうもいままで

の経過を見ますと、現在、羽田が国際空港であ

る。したがつて、その国際空港である羽田に、

米軍が軍事郵便の取り扱い所をつくっている。今

度羽田は全部国内線にしてしまって、成田を国際

化。これは大臣でないところと無理なんですが

、一応お伺いしておきたい。と申します

のは、この軍事郵便取り扱い所をつくるという

ことは、これは私は軍事利用の一つの突破口をつ

くことになるのではないか、羽田が事実いい例

だと思います。現在、出入国指定港といふもの

が――現在じゃない、これは前の調査になります

が、四十五年九月ですか、百十三港あるわけです

ね。このうちでもつて出張所のない港というの

はどのくらいあるのですか。

○水口宏三君 それでは現在、まあ現在というの

は、今度の設置法でもつて四カ所もやすわけでござりますね。現在、出入国指定港といふもの

が――現在じゃない、これは前の調査になります

が、四十五年九月ですか、百十三港あるわけです

ね。このうちでもつて出張所のない港というの

はどのくらいあるのですか。

○水口宏三君 現在出張所を置いてあ

るのが八十一港でござります。もしこの四港をお

認めいただきますと八十五港になるわけでござい

ます。

○水口宏三君 八十五港とすると、結局あと二十

八港ばかりは置いてないわけでござりますね。そ

ういうところに対しても、現在は他の出張所から

の出張員とか、そういう形でもつて事務を処理し

ていらっしゃるんだろうと思いますけれども、今

後の状況で新しくまた出張所を置く必要が出てく

るというふうにお考えになつてゐるのか、あるい

は現在のようない体制で十分事務的に処理できる

ことであつて、今後一切そういう軍事的な利用

は認めない、ということが言えるかどうかかといふことなんです。

○政府委員(佐藤孝行君) 私のことば不足である

いは御理解いただけなかつたかと思ひますが、私

の申し上げたのは、成田が民間飛行場である限り

受け入れる考え方はありません、このように御理解

いただきたいと思います。

○水口宏三君 それでは、大体成田空港に関する

質問はこれで終わりたいと思います。

○政府委員(吉田健三君) 大体の基準は先ほどの

とおりでござりますが、

〔理事町村金五君退席、委員長着席〕

次に、苦小牧市ほか三カ所に対する入国管理事

務所の出張所設置について、これは法務大臣に少

し伺いたいと思うのでござりますけれども、これ

まで出張所の設置というのは、大体毎年四カ所ぐ

らい設置をやつておるわけですね。しかも、こう

いう港の出張所設置基準として大体法務省等でお

考えになつてゐるのが、外国船舶の出入回数が年

間に百隻以上、それから審査対象が大体一千人以

か。これは大臣でないところと無理なんですが

、一応お伺いしておきたい。と申します

のは、この軍事郵便取り扱い所をつくるという

ことだと思うのです。そういう意味で大臣に御答弁願

いたいのですけれども、もしなんでしたら、大臣

にかわって御答弁できる自信がおありになつたら

御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(佐藤孝行君) 御承知のとおり、成田

は純然たる民間飛行場でござりますし、今後とも

その方針に変わりございません。したがつて、い

まの時点でそういう米軍の申し入れは、先ほど監

理部長答弁したように、当方としては受け入れる

考えはございません。

○水口宏三君 いまの時点とおっしゃいますけれ

ども、これは当然だと思うのです。いまの時点で

そんなことをやらねたんじゃ、これは初めてからい

ますまでの国会答弁が全くごまかしだということに

なるんですから。私は今後ですよ。今後。しか

も、今後成田空港がつくられて、まあいろいろな

意味で成田空港は広過ぎた、余力があるんだとい

うような状況になれば別ですけれども、先ほど同

じくありますと決してそういう状況ではないんですね。

ですから、いまの時点でお断わりになるのは当然

なことであつて、今後一切そういう軍事的な利用

は認めない、ということが言えるかどうかかといふことなんです。

○政府委員(佐藤孝行君) 私のことば不足である

ことは困難かと思ひますけれども、どうもいままで

の経過を見ますと、現在、羽田が国際空港であ

る。したがつて、その国際空港である羽田に、

米軍が軍事郵便の取り扱い所をつくっている。今

度羽田は全部国内線にしてしまって、成田を国際

化。これは大臣でないところと無理なんですが

、一応お伺いしておきたい。と申します

のは、この軍事郵便取り扱い所をつくるという

ことだと思うのです。そういう意味で大臣に御答弁願

いたいのですけれども、もしなんでしたら、大臣

にかわって御答弁できる自信がおありになつたら

御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(佐藤孝行君) それでは現在、まあ現在というの

は、今度の設置法でもつて四カ所もやすわけでござりますね。現在、出入国指定港といふもの

が――現在じゃない、これは前の調査になります

が、四十五年九月ですか、百十三港あるわけです

ね。このうちでもつて出張所のない港というの

はどのくらいあるのですか。

○水口宏三君 それでは現在、まあ現在とい

うの出張所を置いてあるのが八十一港でござります。もしこの四港をお

認めいただきますと八十五港になるわけでござい

ます。

○水口宏三君 八十五港とすると、結局あと二十

八港ばかりは置いてないわけでござりますね。そ

ういうところに対しても、現在は他の出張所から

の出張員とか、そういう形でもつて事務を処理し

ていらっしゃるんだろうと思いますけれども、今

後の状況で新しくまた出張所を置く必要が出てく

るというふうにお考えになつてゐるのか、あるい

は現在のようない体制で十分事務的に処理できる

ことであつて、今後一切そういう軍事的な利用

は認めない、ということが言えるかどうかかといふことなんです。

○政府委員(佐藤孝行君) 私のことば不足である

ことは困難かと思ひますけれども、どうもいままで

の経過を見ますと、現在、羽田が国際空港であ

る。したがつて、その国際空港である羽田に、

米軍が軍事郵便の取り扱い所をつくっている。今

度羽田は全部国内線にしてしまって、成田を国際

化。これは大臣でないところと無理なんですが

、一応お伺いしておきたい。と申します

のは、この軍事郵便取り扱い所をつくるという

ことだと思うのです。そういう意味で大臣に御答弁願

いたいのですけれども、もしなんでしたら、大臣

にかわって御答弁できる自信がおありになつたら

御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(佐藤孝行君) それでは現在、まあ現在とい

うの出張所を置いてあるのが八十一港でござります。もしこの四港をお

認めいただきますと八十五港になるわけでござい

ます。

○水口宏三君 いまの時点とおっしゃいますけれ

ども、これは当然だと思うのです。いまの時点で

そんなことをやらねたんじゃ、これは初めてからい

ますまでの国会答弁が全くごまかしだということに

なるんですから。私は今後ですよ。今後。しか

も、今後成田空港がつくられて、まあいろいろな

意味で成田空港は広過ぎた、余力があるんだとい

うような状況になれば別ですけれども、先ほど同

じくありますと決してそういう状況ではないんですね。

ですから、いまの時点でお断わりになるのは当然

なことであつて、今後一切そういう軍事的な利用

は認めない、ということが言えるかどうかかといふことなんです。

○政府委員(佐藤孝行君) それでは現在、まあ現在とい

うの出張所を置いてあるのが八十一港でござります。もしこの四港をお

認めいただきますと八十五港になるわけでござい

ます。

○水口宏三君 いまの時点とおっしゃいますけれ

ども、これは当然だと思うのです。いまの時点で

そんなことをやらねたんじゃ、これは初めてからい

ますまでの国会答弁が全くごまかしだということに

なるんですから。私は今後ですよ。今後。しか

も、今後成田空港がつくられて、まあいろいろな

意味で成田空港は広過ぎた、余力があるんだとい

うような状況になれば別ですけれども、先ほど同

じくありますと決してそういう状況ではないんですね。

ですから、いまの時点でお断わりになるのは当然

なことであつて、今後一切そういう軍事的な利用

は認めない、ということが言えるかどうかかといふことなんです。

○政府委員(佐藤孝行君) それでは現在、まあ現在とい

うの出張所を置いてあるのが八十一港でござります。もしこの四港をお

認めいただきますと八十五港になるわけでござい

ます。

○水口宏三君 いまの時点とおっしゃいますけれ

ども、これは当然だと思うのです。いまの時点で

そんなことをやらねたんじゃ、これは初めてからい

ますまでの国会答弁が全くごまかしだということに

なるんですから。私は今後ですよ。今後。しか

も、今後成田空港がつくられて、まあいろいろな

意味で成田空港は広過ぎた、余力があるんだとい

うような状況になれば別ですけれども、先ほど同

じくありますと決してそういう状況ではないんですね。

ですから、いまの時点でお断わりになるのは当然

なことであつて、今後一切そういう軍事的な利用

は認めない、ということが言えるかどうかかといふことなんです。

○政府委員(佐藤孝行君) それでは現在、まあ現在とい

うの出張所を置いてあるのが八十一港でござります。もしこの四港をお

認めいただきますと八十五港になるわけでござい

ます。

○水口宏三君 いまの時点とおっしゃいますけれ

ども、これは当然だと思うのです。いまの時点で

そんなことをやらねたんじゃ、これは初めてからい

ますまでの国会答弁が全くごまかしだということに

なるんですから。私は今後ですよ。今後。しか

も、今後成田空港がつくられて、まあいろいろな

意味で成田空港は広過ぎた、余力があるんだとい

うような状況になれば別ですけれども、先ほど同

じくありますと決してそういう状況ではないんですね。

ですから、いまの時点でお断わりになるのは当然

なことであつて、今後一切そういう軍事的な利用

は認めない、ということが言えるかどうかかといふことなんです。

○政府委員(佐藤孝行君) それでは現在、まあ現在とい

うの出張所を置いてあるのが八十一港でござります。もしこの四港をお

認めいただきますと八十五港になるわけでござい

ます。

○水口宏三君 いまの時点とおっしゃいますけれ

ども、これは当然だと思うのです。いまの時点で

そんなことをやらねたんじゃ、これは初めてからい

ますまでの国会答弁が全くごまかしだということに</p

の増大、外国人の出入の増加、こういった状況をにらんで、また地元からの非常にいろいろな陳情その他事情を聞いてみますと、どうしても置かなければならぬといふ港が毎年出てくるわけでございまして、ただ、一べんにある程度のものをつくればいい場合もございますが、予算上、定員上のいろいろな制約がございますので、やはり私たちとしては、今まで毎年四カ所くらいの形で出張所をつくってきたわけでございます。今後見通しといたしましては、現在かなり強い要望を受けておりまして、来年度の予算要求といたしましては、現在考えておりますのは、大船渡、八代、日立、佐伯、石巻、東播磨及び佐賀関の各港に出張所を設置したらどうかということで、いま関係省庁と協議中でございます。

○政府委員(吉田健二君) この四カ所につきましては、定員の予算要求はいたしたのでございますが、全般の考慮から、この仕事は事務所の審査官が船に入るたびに臨時出張いたしましてまかなつてきておった港でございますが、それではまかなければ切れなくなつたとということで、迅速適確を期すために地元に出張所員二名をもつて設置するといふことになつたわけでござりますが、その仕事量はその分だけ事務所のほうの仕事は減つてきたと、いう一つの筋道もござりますが、とりあえず予算節約の意味から、定員の増加はなかつたわけでござりますが、現在予算的にこの設置といふ問題は、予算面では一応事務費その他は解決しております、こうなっております。

○水口宏三君 それじゃ、一応この四カ所の設置につきましては、これらの事務所の人が出張して事務を処理していた。その出張所ができるので、むしろそれらの人々がそこに定着することによってむしろ人員の補充というものはあらためて行なわないということでございますね。それはわかりました。

そこで、これは先ほどの国際空港の問題とも関連するわけでございますけれども、飛行機によつて、あるいは船によつての出入国者数というものは急速にふえていきつつあるのが現状だと思う。当然出入国者数は非常にふえていく、たとえばこれまで十一年の統計を見ても、大体入出国者は三・五倍になつておる、外国人の入国情は。それから日本人の出国数は六倍になつておる。こういう状況は今後ますますふえこそれ減らないのが実情だと思いますけれども、それに伴つて当然出入国管理事務は非常に繁忙になり、ふえていくと思いますけれども、こういう業務量の急増に対して、一番短絡的に言えばそれだけ人をふやせばいいということになるんだろうと思いますし、また、法務省のほうでもそういう定員増を要求なさつていらっしゃるでしようけれども、いま私の伺つた範囲で、は、当面むしろ定員増ということではなくて、職員の研修と申しますか、そういうものを充実され

て、できるだけ一人一人の職員の資質を向上させていく、事務能力を向上させていく。おかげで、施設、機動力を充実して業務の合理化をはかっていく。そういうことによってできるだけ対応をしていくんだというような計画はお持ちだと伺っておりますが、とかくこういう状況というのはそれなりに担当する職員の労働強化につながると思うのでございますけれども、それらの点について法務省問題とも関連すると私は思うので、法務大臣に伺えれば非常にいいと思います。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 法務省全体に、たとえば民事局にしましても何にいたしましても、事務量分量がだんだんふえてきてることは事実でございます。そういう意味からいたしますと、たぶんいまお話しのように、できるだけ研修をやる、あるいは手続の簡素化、あるいは定員増加などとであります。何しろ人手不足の時代でもありますし、適当な人がなかなか得られない、こういうような事情もございます。そういう意味からいたしますと、できるだけ機械化、それから出入国管理につきましてはやはり法制上の欠陥があるのじゃないか。でありますから、出入国管理法、これに、これは船舶で長期滞在を要するような時代のことではありますから、飛行機で、しかも大量に外国人が来るというような状態には適合しない面がかなりあると思います。また手続にいたしましても、そういうような状態のもとに考えられた手続でありますから、もっともっと簡素化する余地はありますので、ただいま鋭意検討して、新出入国管理法というようなものを将来出したい、こういうふうに考えております。

○水口宏三君 これはぎょうう私が申し上げましたように、そういう出入国者が急増しているのに対応していく対応のしかたとして、いま法務大臣が最後におっしゃいました、手続を簡素化する、これは一つの方法だと思います。ところが、なかなか簡素化といつてもやりにくい面、これは実際

の官庁事務というものはなかなか、何回も言つておられる問題はそれ以前に、現在のこういう状況に対応するためには、先ほど申し上げたように、研修によって個々の職員の資質を向上させていく。あるいは新しい施設をつくって、機動力を合理化をはかりますけれども、繰り返すことになりますけれども、こういうことが職員のむしろ労働強化につながるおそれがあるということを私は非常に心配しております。したがつて、法務大臣のおっしゃった基本的な対策は対策として、これまでに、それじゃあそういう業務量の増加に対応してどのように研修を行ない、どういう効果を上げているのか。あるいは、施設等を新しくつくって業務を合理化したと言うけれども、予算上どういう施設を新しくつくって、どういう合理化することによってそういう事務量の増加をさばいていらっしゃったのか、その点を伺いたいと思います。

おるつもりでござりますが、心すしもまだ十分と
いえない状況でござります。もちろん訓練のほう
はいろいろな、高等科研修、普通科研修、事務
官研修の初等科研修とか警備官の初任科研修と
か、いろんな研修コースがござりますし、また語
学力その他が非常に事務能力に、あるいはまた本
人の事務促進上も関係があるわけでございます
が、それぞれ会話学校へ通わせたり、大学に委託
いたして特殊な研修をさせまして、また府内にお
きましても自府研修で、テープレコーダーその他
先生を呼んできたりして研さんにつとめている、
そういう状況で、できるだけ能率をあげて、事務
負担を適確迅速にさばいていくというような方法
を常時心がけているつもりでございます。

事実といったしますと、むしろ公安調査官の任務しかもその根拠法である破壊活動防止法というのが成立したそのときの状況等を振り返つて、だくなれば、いまの状況であえて公安調査官をやし、最も国民生活に密接な関係があり、むしろサービスを増加しなければいかぬ登記所等が、員の過重負担、事務の滞滯を引き起こす、こう形の中で人員削減をやるのは納得できないのです。これらの点についてどのように考えているかこれはむしろ法務大臣に伺いたい。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 人員の問題になりますと、率直にいってどれも事務分量はふえていく、こういうことになります。ただ機構の問題になりますと、率直にいしまして登記所のはずには、だんだん過疎地帯で仕事の分量が少なくなっている面、それから非常に仕事のふえている地帯、こういうような問題があるわけであります。ただ、これを急速にそういう配置転換をやることになりますと、なかなか地方の人に不便をかける。と申しまして、現在いわゆる一人庁として、一人だけの登記所もずいぶんあるわけですが、そういうところでは、まあ人間が必ずしも合理的に使われていないのでありますから、まあ人々ではありますけれども配置転換をやって、今理的にいわゆる増員ももちろんやらなければなりませんが、事務の結局合理化ということに相なるかと思います。また公安調査厅のほうは、機構的にいいますと各府県に一支部といいますか、そういうものがあるわけであります。機構上はこれはただいまのところ廃合整理というようなわけにはまいりません。まあ仕事の分量からいいますと、やはりふえてくるということに相なるかと思いますが、まあそういう点で、増員をしてただいままでできたのだと思っておりますが、いずれにしましても、まことに、最も合理的に人の配置を考えていかなきやならぬということにつきましては、法務省全体として常に注意を怠らないつもりでやっています。

れども、最後に、いまの法務大臣の御答弁で納得できないのは、公安調査庁の事務があえるといふのは、これは国民の要求ではないわけなんですね。これは全く政府の、いわゆる公安調査という形での、いわばわれわれに言わせれば戦前の特権的な事務を意識的にふやしていくからふえるのであって、国民生活の中から要求されている事務量の増加ではないと私は思う。ところが登記所等については、これはもう当然、こう社会が複雑になつてくれますます事務がふえてくるのは当然なんです。そういう場合には、もちろん過疎過密の問題はありますしょうけれども、ただ、いきなり重にやらなければならぬと思ひます。これこそ活動を移すということは、職員にとっては非常に大きな犠牲を払わなければならぬ。これはぜひ慎重にやらなければならぬと思います。これこそ國民生活から出てくる要求であり、この國民生活に有効に対応することが私は行政の基本だと思う。行政需要に対する有効な対応が基本じゃないか。いま法務大臣のお話を伺つておりますと、公安調査庁のほうはふえてくるからこれはやむを得ない、登記所のほうは多少過剰負担になるかもわからないけれどもある程度人員の配置転換でまかなくていくというふうに私聞きとれたのですけれども、これはどうも何か考え方が逆ではないかと思うのですね。その点についてさらにもう一つお尋ねです。御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

た。法務省全体の増員は全部で四百八十四でござりますから、そのうちの二百は法務局にいつておられますので、法務省といたしましては最も増員の重点を法務局に置いているということは事実でござりますので、御理解いただきたいと思います。

○木口宏三君 それではぜひ、むしろ公安調査庁のほうは減員していただいて、その分だけできるだけひとつ登記所等の、国民の要求する事務に対応するようにならなければなりません。そこで大臣にお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 御趣旨につきましては私も全く同感でございます。

○峯山昭範君 私も、今回の設置法の改正にあたりまして、二、三関連をいたしまして質問い合わせたいと思います。

もうすでに同僚議員から話がいろいろあつたと 思いますので、できるだけダブらないようにした いと思うのであります。初めに、今回羽田から 成田のほうへ移るにあたりまして、私は成田のほうへ移つていく職員の処遇の問題、これをちょっといろいろお伺いしたいのであります。先日私も羽田のほうへ参りました種々お話を伺いました。まだ学校の関係とか、あるいは夫婦共がせぎの関係とか、そういうふうな関係で成田のほうに移ることがきまつていらない職員の方がたくさんいらっしゃるようなことをお聞きしたのですが、どの程度の方が向こうのほうへ移ることになったのか、またどの程度の方が残ることになったのか、また移らない職員の方々のために現地でどの程度の補充でやるつもりなのか、そういう点、初めてお伺いしたいと思います。

○政府委員(吉田健三君) 現在羽田の定員百七十名でござりますが、そのうちその家族構成、子弟の教育状況、住居問題、そういった問題で各人につきましてきめこまかく相談いたしまして調べた結果、現在八〇%、約八〇%の現職員が成田のほうに転勤することに同意しておるわけでござい

ければならないという大臣の答弁を私は了としま
すけれども、これはやっぱり大臣がこういう点に
ついて知らないというのではいけないと思うので
すよ。やっぱり現実にどういうやうあいになつてい
るかという点は具体的に調査をして、そうして現
場の皆さんとの声も聞いて、そうしてそういう点を
具体的に一つずつ直していくなければこれはいけ
ないと私は思うのですよ。これはいろいろと予算
的の面の縮めつけは大蔵省のほうからあるかもし
れませんけれども、それだけでこれを処理してし
まつたのでは、私は現場の皆さんにはやはり働く
意欲をなくしてしまうと思うのです。だから、そ
ういう点ではこれは各省庁違いはあると思うので
す。思うけれども、先ほどから言つておりますよ
うに、少なくとも働く場所が同じで、それで同じ
ような仕事をしているような場合は、しそつちゅ
う顔を見合はせているわけでありますし、これは
要するに違つたらおかしいわけです。そういう点
はいま大臣からもお話をありましたが、さっそく
調査をしてちゃんと取り組んでもらいたいと思う
のですが、どうですか、局長。

○**政府委員(吉田健三君)** 御指摘の点は、重ね
て、私たちも心配しておる点でございますので、
できる限りの調査をしてしまして、是正していくよう
に努力いたすつもりであります。

○**豊山昭範君** しかも、私が先ほどから言つてお
りますように、こういう環境で働いている方々は
とにかく平均年齢が四十歳だというのですね。若
い人がそういう環境で働いているのではなくて、
年がいってから働いている。そういう人ですね。こ
れはやっぱり、——私は先日の衆議院の議事録等
も読みましたけれども、こういうところで働いて
いる皆さん方が非常に病気にかかる可能性も強い
し、いろいろな面で苦労していらっしゃる話を聞
いてまいりました。こういう方々の健康管理とい
う面については、これはどういうやうあいにお考え
なんですか。

○**政府委員(吉田健三君)** できるだけ厚生施設そ
の他を充実しまして、また勤務が過重にならない

ようだ平均化し、そういう遺憾な事態を防ぐように努力していただきたいと思います。

○**豊山昭範君** いまの答弁、あまりうまいことを言わなくていいですから、やっぱり実のあるそれをやってもらわぬとね。やっぱり実際にこういう方々は年もいっていらっしゃる方も多いわけですし、やっぱりそういう方々の健康を管理する面については、具体的に、たとえば普通の人よりも健康診断の回数をふやすとか、また、胸のレントゲンのぐあいをもつとふやすなり、またあるいは皆さん方の専門の方が現場に行って——われわれはしきりとが見ても、こんな澄んでないですよ。さつき言いました総務課の部屋なんというのはほんとうに曇っているわけです。とにかくこんな古い部屋じやないですよ。この中ぐらいですかね。その部屋に、人間がないんじゃない、いるのですよ。それで、しかもだいぶ空気が濁っているというのがすぐわかるのですから、ですからそういうような問題を具体的に皆さん方が現場へ乗り込んでいいって、そして現場の状況をちゃんとつかんで、そしてそういうような問題は早急に手当てをなす。それが結局は親身になっての健康管理だと言うのですよ。ただ単に模範答案を書くみたいため答弁では私はなかなか納得できないですがね。その点はどうですか。

○**政府委員(吉田健三君)** 先生御指摘のとおりに、こまかい点についてさらに調べまして、これは羽田だけではなくませんので、ほかの入管関係の事務所にも問題があり得るわけでございますので、具体的な措置を講じていくよう努めたいと思います。

○**豊山昭範君** それからもう一点私の心配のことがあるので、いま羽田にいらっしゃって成田へ行けない事情のある方が二〇%いらっしゃいますね。こういう方々の待遇についてどうお考えですか。

したような夫婦共かせぎとか、あるいは住宅の關係でその地を離れられないような事情の人につきましては、近辺の事務所がござりますので、そちらへいったところで仕事をやっていただくと、そういうことに相なろうかと思います。

○**峰山昭範君** まあこの問題については、これは非常に一人一人働いていらっしゃる皆さんにとりましては、これは勤務場所がそういうように大きくなるといふのは非常に大きな問題だと私は思うのですね。そういう点から考えてみますと、一人一人やっぱり事情がおありと私は思ひます。そのためにはそういう方々を、先ほど私、答弁聞いておりましたと、来年の六月移転までは相當に大きく変わるというのではなくて、これからねんごろにじわじわと縮んで上げて、それまで来年の六月ごろまでには全部納得させてやろう、そういうふうなお考案ではないと私は思いますがね。いまおっしゃったように、それぞれ本人の希望を聞いて配装置転換をさせるのだと思うんですがね。そこら辺のところ、やっぱり慎重にやついていただきたい、このことを要望しておきたいと思うんですが、この辺のことも含めまして、大臣どうですか。

○**國務大臣(前尾繁三郎君)** ただいまお話しのとおりだと思います。私もすくらも、やはり家庭のいろんな状況を書いた調査票をつくって、それによつていろいろとむしる異動する側から十分事情を考えてやつていくべきである、なかなか本人に希望をと言いましても、言いにくかつたりあるいは理由を言う言わぬ人もあるし、いろいろありますから、それくらいの配慮はしてやるべきだと、かように考えます。

○**峰山昭範君** それじゃあと二つ、三つお伺いしておきたいと思います。

一つは、先般の予算委員会の分科会でも質問したことであります、登録免許税ですか、の問題についてちょっと二、三お伺いしておきたいのですが、この問題ですね、まず一つは——大体三つほど問題点があるのですが、まず一つは、清算結果の登記というのがありますね。この登記は、実

はここに法律を持つてきておりますが、これは別表の中に出ておりまして、この中の別表第一の十九の(一)の「清算の結了の登記」というのが、これは一件千円なんですがね、これは本店の場合は、支店でやりますとこの登記は三千円と、こういふようになってます。この点は非常に不合理じゃないかということを法務省当局に質問しましたら、この問題については、これは大蔵省の管轄であるから大蔵省のほうと相談をして、それでこういう問題については是正をするかどうか相談をする、こういう答弁を法務省当局がしていらっしゃるんですが、こういう点についてはどういうぐあいにお考えか。これは法務省当局と大蔵省当局にお伺いしたいと思います。

○説明員(福田幸弘君) いま先生御指摘のとおりになつておりますて、本店で各種登記事項を登録する場合は、清算の場合は一件につき千円、支店の場合は三千円でございます。本店についての各種の登録がございまして、その場合にはいろいろその内容によつて、率でいく場合もありますれば、また金額、一万円から最低が清算結了の千円でございます。こういうふうに非常にケースに応じた区分を設けておるわけですが、支店の場合には、理由としましては、簡素化と申しますか、一律一本で三千円ということになつておりますて、御指摘の点だけ見ますと、千円と三千円という点は確かに問題があるかと思いますが、これは法務省と連絡して、今後いかにこれを全体の税負担といふことでバランスを見るかということで、検討したいと思います。

○政府委員(川島一郎君) ただいま大蔵省のほうから説明がございましたように、私どもいたしましてもこの点は確かに不均衡を生じているといふふうに考えますので、大蔵省いろいろ御相談いたしまして改善の措置を講じたい、このように考えております。

○峯山昭範君 私はそのほかの——また同じ答弁になると思うんですね。私は、両方いるんですからすぐ相談したらいいんですよ。これは要する

に、前の予算委員会のときに——私が問題にしたいのは、昭和四十五年の四月十三日の予算委員会のときに答弁をしているわけです。それが一年たつても何ら処置がなされていないということが私は問題だと思うんですよ。相談すると言ったからには、国会の席上で、委員会なら委員会の席上でもこういうふうにしたいと答弁されたからには、やはり具体的に何らかの答弁をしてもらいたいと思うし、処置をしてもらいたいと思うんですよ。そうでないと、こういうような問題を委員会で取り上げて質問する値打ちがないんですよ。ですからそういう点ではさっそく、いま両方から相談するという話があつたわけでありますので、やつてもらいたいと思うのであります。

もう一二は、商業登記の場合も同じなんですね。これは要するに、たとえば役員変更の登記の場合は五千円になつてゐるわけですね。ところがたつた一字間違えたというような場合、更正登記をやる場合、これは更正登記ですと一万円かかる。これもやはりちょっと不合理じゃないか。この問題についても現実に司法書士会とかそういうところから請願とかいろいろな形で出でてゐるわけですね。たとえば役員変更という問題は、二年に一ペんなら二年に一ペんありますので、そういう点も考えてやつていらっしゃると思うんですが、たとえば、現実に役員変更の登記を申請をするという場合、司法書士の場合は手数料が大体二千円です。ところが実際の場合、司法書士が一字間違えた、一字訂正するのに一万円かかる。やはりちょっと一般的に考えておかしいんじゃないかと思うんですね。これはおかしくないと言われればそれまでですがね。

それからもう一つ、不動産の登記の場合も、これも司法書士会のはうからいろいろと請願の書類等が出ていてると思うんですけれども、これも抵当権の設定の場合と抹消の場合の登記のやり方が、また手数料の問題ですけれども、これもまた、これは大蔵省の管轄だなんて法務省はずいぶん言つたらしいんですけども、きのう大蔵省に聞いて

みたら、大蔵省の人はこれは法務省のほうが問題抹消するときには、これは手数料的な意味があるんだ、これは一筆五百円なんだ、こういうふうに互いに同じ仕事をやっていて、これはそういうふうに食い違つちゃいけないと思うんです。こういうふうな不審の出てくる問題、また不合理な問題等は、これは早急に改めてもらわなくてはいけないと思いますし、処理をきちんとしてもらわなきゃいけないと思うんですが、大蔵省並びに法務省当局は、それぞれの問題についてどういうぐあいにお考えか、お伺いしたいと思うんです。

○説明員（福田幸弘君） 最初の清算の関係の、支店につきまして細分化することがいいか悪いかという問題があるわけです。それからあと御指摘の点、選任登記と更正の場合でございますが、更正は非常に例外だと存じますし、錯誤とか遺漏による場合もあるわけですが、この辺の税負担との関係、抵当権の抹消登記の点、これは手数料的な問題ですが、これは当然のことながら十分検討するということと御了解いただきたいと思います。

○政府委員（川島一郎君） お示しのその他の問題につきましても十分検討をいたしたいと存じます。ただ、御指摘になりました問題のうち更生登記の関係でございますが、まあこれは考え方によりましては、更正登記はほかのいろいろな更正の場合との均衡、これをどうするかというふうな問題もございますので、そういう点も含めまして十分に研究をさせていただきたいと、このよう考えます。

討するにあたっては、ひとりいま先生の御指摘の問題だけではなくて、さらに通じて全部にそういう不均衡がないかどうかということもあわせて検討をするものではないかという感じ、これは私の私的な意見でございますが、率直にそういう感じがいたすわけでございます。この点、われわれも御指摘に従いまして直ちに検討を開始いたしたいと思います。そして明らかに不合理な問題につきましては、大蔵当局とも相談いたしまして是正いたしたいと思いますが、全般的ないろんな議論のある問題については何ぶんにももう一十年間研究のものとして四十二年にやつたわけでござりますので、かなり広範な再検討が必要ではないかと、こういうふうに率直に思うわけでござります。

一応終わりたいと思います。

○政府委員(村山達雄君) いま峯山先生のおしゃったことは全く同感でございます。いずれ具体的に御指摘の問題を詰めまして、そして具体的な回答を出したいと思っております。

○委員長(柳田桃太郎君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(柳田桃太郎君) 速記を起こしてください。

それでしばらく休憩いたしました。

午後三時四十八分休憩

午後三時五十一分開会

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

国家公務員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願っています。

○岩間正男君 時間の制限のあることだから多くいませんがね。

それは、この専従の問題ですが、専従を制限して大きく公務員法を改正したりしてきました。しかしこれは一体本筋なのかどうか。これは経過というものを考えてみますというと、労働三権を非常にこれは制約してきました。そういう中で、公務員労働組合が今まで、戦後歴史的に確保されてきたところの在籍専従、こういうものを認めておつた。そういうものを非常に制約したんです。したがって、その点で一体この問題どう考えるのか。単にこれは、三年を五年に延ばした、これは一つの現時点においての改善だということは、これは私も認めます。しかし、基本的にはやはり公務員労働者の基本権、ことに労働三権、こういうものを一体尊重するのかしないのか。そして、一体こういうような形でもって専従を政府の制限下に置いて、そして期間を単に操作するところ

午後三時五十分開會

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を開いて、本日は、内閣委員会の開設式典を行なう。内閣委員会は、内閣の運営を監視する機関であるが、その運営は、内閣の運営に密接に関連するものである。内閣の運営は、内閣の運営に密接に関連するものである。

国家公務員法等の一部を改正する。法律案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○岩間正男君 時間の制限のあることだから多くを聞きません。ただ、一点つけておきたいことがあります。

を聞きながら、一矢の言ひ方をいたしましたがね。

この専徴の問題で、専徴を制限して大きく公務員法を改正したりしてきました。しかしこれは一本本筋なのかどうか。これは経過と

が、これで一休不食の本が、ついでに續編も書かれて、常二は制的してしましました。そういう中で、公

務員労働組合が今まで、戦後歴史的に確保されてきたところの在籍専従、こういうものを認めて

おつた。そういうものを非常に制約したんで
す。したがつて、その点で一休この問題、どう考

えるのか。単にこれは、三年を五年に延ばした、
これは一つの現時点においての改善だということ

は、これは私も認めます。しかし、基本的にはやはり公務員労働者の基本権、ことに労働三権、こういうものを一体尊重するのかしないのか。そうして、一体こういうような形でもつて専従を政府の制限下に置いて、そして期間を単に操作するど

がありまして、結局流れた法案であります。これを次の通常国会に出すというのには、それだけの理由がなければならないと思うのです。この点については、まあいろいろ技術的な問題でどうしても出るんだというようなことではあります。もつと大きな立場から考えてみたら、どうなんですか。いままでの法案そのものが非常に問題になつたのは、ある特定の第三国人に対しても非常に強圧を加える、こういうことなんですが、もう最近の情勢から考へると、これを強行しなければならないというどういう政治的理由、そういうものがあるのですか。この点どうなんですか。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　ただいまお話しのような点でわれわれ出そうといふ考え方を持っています。要するに、現在の法制から言いますと、率直に言いましてまあ外国人が船舶だけでやつてくる時代と、いまのような飛行機でどんどん人が大量に来るという時代、これはもう全く、手続から何から言いましても、変わつていかなければ時代に即応できないということあります。また、特殊の人に対してどうこうしようといふような考えは毛頭ないのであります。まあ国全体として、外國でももちろんいろいろの措置をすることが規定されておりますので、外國と同様な、あるいは外國の例を調べまして、そうして国としても当然講じ得るようにならぬ点については、われわれもそういう措置を考えたいとは思つております。特定の国に対して、あるいは特定の人を特別にどうこうしようというような、こういうものは毛頭持つていません。少なくとも現在においては、そういう考え方でわれわれは臨んでおるわけではありません。まあその点、私も法案を検討してみたいと思つております。

○岩間正男君　そういう御答弁ですが、この前この法案が流れた。これは非常に多くの反対があつた。その多くの反対というのは、いまの問題なんです。ですから、そういう問題といふものはですね、これはこの法案から今度実際は抜くんですか。そういうものは抜いていくんですね。たとえ

ば中止命令等の問題につきましては、活動の種類、場所の指定に關したもの、政治活動を行なつた者に対する中止命令等についての規定、こういうことがあるわけですけれども、これは前回の法も出るんだというようなことではあります。しかかもつと大きな立場から考へてみたら、どうなんですか。いままでの法案そのものが非常に問題になつたのは、ある特定の第三国人に対しても非常に強圧を加える、こういうことなんですが、もう最近の情勢から考へると、これを強行しなければならないというどういう政治的理由、そういうものがあるのですか。この点どうなんですか。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　ただいまお話しのような点でわれわれ出そうといふ考え方を持っています。要するに、現在の法制から言いますと、率直に言いましてまあ外国人が船舶だけ

方を持つべきかというところまで作業が進んでおりません。今後私も大いに検討して、最もいい案をつくり上げたいと、かように考えております。○岩間正男君　まあこの前、前回の法案で問題になつた点は法相も御存じだと思うんですね。その中で、戦前から日本に住む朝鮮人、台湾人などを政治活動中止命令の適用除外とせず、それから日韓地位協定による協定永住者のみを適用除外とすれば、朝鮮籍の在日朝鮮人をねらい撃ちにしたものは、朝鮮籍の在日朝鮮人をねらい撃ちにしたのである、こういう点から、ことに在日朝鮮人の方々は非常にこの法案に反対の意向を述べられた。それからまた日本の民主勢力も、こういう措置は断じてこれはとつてはいかぬというの

で、この点が非常にこの法案の一つの焦点になつたことは争えない事実だと思うんです。したがつて、この点がどうされるのかということがこの法案を出される——これをこのまま、前回のこういふ方針をどこまでも貫いていくかつこうで出されるのか、あるいはこの点について、これは現情勢とも関連して、この問題について十分に検討するという方針を持っておられるのか、ここに問題を重ねてお聞きしたいと思います。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　ただいまいろいろお話しの点は、外國でどういう制度をとつておるか、あるいはいろいろなことを検討した上でないの挑戦になると思うのですが、この点いかがですか。

○岩間正男君　そうすると、一番基本的な問題に私はこれはやつぱりますいんじやないかと思うんです。まあいまの段階では、法相はこれについてはっきり態度をここで明確にされない、こういう形なんですけれども、この中でさらに突き詰めてみますというと、たとえば法案に幾ぶん緩和的な規定を設けると、たとえば戦前から日本に住む朝鮮人、台湾人などを政治活動中止命令の適用除外とするなどのかりに措置がとられたとしても、政治活動を行なつた者に対する中止命令、さらに退去強制を行なうこと自体、こういうことというのはこれは非常に不适当なことだと思うわけです。これは元来、選挙権や被選挙権等の政治的権利、そういう問題と、それから意見を発表するとか集会・結社の自由等の市民的な権利、こういうものは別々の問題だと思うんです。政治的権利と市民的権利というものが混同されがちになつて、そうして一緒にたにこれは処理されるというので、在日朝鮮人に對するいろいろな規制、これがまあ彈圧的なものにまでなつておつたというのがいままでやり方だと思いますが、これはどうでしょか。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　ただいまいろいろお話しの点は、外國でどういう制度をとつておるか、あるいはいろいろなことを検討した上でないの挑戦になると思うのですが、この点いかがですか。

○國務大臣(前尾繁三郎君)　ただいまいろいろお話しの点は、外國でどういう制度をとつておるか、あるいはいろいろなことを検討した上でないの挑戦になると思うのですが、この点いかがですか。

おるという点では、これは早晩直さなければならぬ。第一、ボツタム勅令というようなものであります。これはやはり法律的な体制にしなければおかしくなつてきてくれる、こういうことであります。ただいまお話しのような点で急いでやらなければならぬとは私は考えておりません。

○岩間正男君 それでは、そのような特定の第三国人の実際は思想弾圧をやるようなそういう政治活動、そういうものの自由を奪うというようなそういうものについてははどういう態度をとつておられますか。この法案を離れてもいいですけれども。こういう法案を出さないという、これははつきり言明されますか、この国会を通して。いわゆる人権宣言違反です。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 先ほど来から言つておりますように、必ず法案を提案すると言つてゐるわけでもありませんし、また、ただいまお話しのような点をこれから検討しようということでおま直ちにどうということにしようということを申し上げる段階ではない。こういうことを先ほどから繰り返し申し上げておるわけです。

○岩間正男君 特にまあ私は、法務大臣は閣僚の中でもものわかりのいい方だというふうに思つておるのですね。そういう中で、世界の情勢を見ても、これはまあ非常に情勢が変わりつつある。朝鮮民主主義人民共和国をはじめ、アジア諸国民との平和友好関係というものが進められなきやならない、そういう方向にきてる。ところが、いま見られる最近の国際情勢、それからわが国における日朝議連、こういうものも、国会議員の中から日朝議員連盟といふものが発足しておるのですね。そういう情勢から考えますと、明らかにこの

法相はどういう立場をおとりになるか、そういう見解をお聞きしておきたいのです。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 最近の世界情勢が変わつたあることについては、私も決してその認識について人後に落ちるとは思つておりません。非常に情勢の変わり方でもあるし、またその方向を誤つてはならないことは私もよくわかつております。したがつて、それに則応するものをつくりたいという考え方であります。しかし、まあ国としてやはり、実質的な権限を持つておるわけでありますから、それをどういうふうな法文によつていくかということは、これはもうそういう問題とは別個に考えていくべき問題だと、かよ

うに考えております。

○山崎昇君 法務大臣がたいへん沖縄特別委員会

の出席等で時間がないということで、質問もはしきりたいという考え方であります。しかし、まあ國としてやはり、実質的な権限を持つておるわけでありますから、それをどういうふうな法文によつていくかということは、これはもうそういう問題とは別個に考えていくべき問題だと、かよ

うに考えております。

○國務大臣(前尾繁三郎君) まあとにかく国際法的な立場から見ても、また最近の国際情勢の立場から見ても、とにかく、特にまあ在日朝鮮人に対するそういう反対のこのような法案が出されているところに大

きな問題があり、反撃も高まり、そうしてこの法案が通らなかつたわけですね。こういう点について、時間もありませんので、もっと詳細にお聞きしたいのですが、これくらいにしておくわ

けであります。

○山崎昇君 そうすると、大臣、重ねてお聞きし

ます。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 私が成案と申しまし

たのは法務省の案で、それをまた法制審議会にかけさせてございます。そういうわけであります。それが、監獄法についてはできれば来年の二月ごろに成案を得たいというお話をあります。そうすると刑法についても大体そういう方向で確認していくの

をあります。これから検討して、最も進歩した、しかも時代に適応した法案をつくりたいと、かように考えておられます。しかし、もちろん内容につきましては、方針についていま法務省ではどういう状況にあるのか、聞いておきたいと思います。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 監獄法につきましては、從来からできるだけ早い機会に成案を得て、法制審議会なりに回したい、こういうことで鋭意努力をしておるのでありますが、ただ、刑法改正との関連がありましたためにおくれておるようになつております。私も法務大臣になりました以来、非常に奮闘をいたしました。十一月には成案を得たいと思っておりました。ところが、御承知のように非常にこの方面的権威であります正木さんがあながつたり、いろいろなことがあり、いま来年早々には大体成案を得られるんじやないか、かのように考えておるわけであります。

○山崎昇君 いま大臣から刑法の改正にも関連しておるというお話がありました。刑法の改正についてもかなり新聞ではいろいろ報道されておりますが、新聞報道しかわからせんで、あわせて、できたらこの機会に刑法の改正案等につ

いては法務省としてはどの程度把握をして、また

監獄法についてはできれば来年の二月ごろに成案を得たいというお話をあります。そうすると刑法

についても大体そういう方向で確認していくの

かどうか、あるいは切り離してやられるのか、あ

わせて刑法の問題についてもお聞きをしておきたい

ておられるというわけではありますから、必ずしも同時に提出しなければならぬとは考えておりませんけれども、しかし、法務省の成案ができたらすぐ提案をすると、こういうものではないと考えております。

○山崎昇君 私の頭を整理する意味でもう一ぺん確認しておきますがね、刑法についてもあれですか、来年の二月ごろに法務省としての成案をつくって法制審議会にかけるのだ、こういうふうなことですか。監獄法についてはいま何かそういうらしい答弁だったのですが、どうも私、その辺がちょっとと明確ではありませんでしたので、もう一ぺん聞いておきたいと思います。

○国務大臣(前尾繁三郎君) いずれにしましても、法制審議会を通ったものを今度は、刑法にしましても、われわれ検討して出すということになりますし、監獄法につきましても、われわれの一応の案をつくって、そうして法制審議会にかけて、その結果によってまた法案をつくって議会に提出すると、こういうことがあります。

○山崎昇君 わかりました。手続的なことはわかりました。要は、監獄法についても、刑法についても、最低といいますか、まだ一、二年先の話になる、こういう状況であるということだけ明快ですか。こういうふうに理解していいですか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 国会に提出するのには、結局来年度といいますか、来年の一一再来年になるわけですが、再来年の二月とか三月とかといふことになるんじやないかと思います。

○山崎昇君 次にお聞きしておきたいのは、最近、公務員の争議行為、それから政治活動をめぐつていろいろ地裁なりで裁判が出ております。そこでこれに関連して、大臣が、戦前は行政裁判所がございましたからそこでいろいろ判断をしたんだが、戦後それがないので、司法が直接いろいろ行政問題を扱うようになって、たいへん官庁としては困っている、あるいは、司法の行政介入というような疑いもあるというような趣旨の発言がありましたが、そこであなたにお聞きしたいのは、どういう

点がいま行政官庁で困っているのか。そしてどういう点が司法の行政介入というふうにあなたが判断されたのか、聞いておきたいと思います。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 新聞をごらんになりますと――要するに介入するかこうになるといふことを言つたわけであります。それは結局において、率直に言いますと、行政事件にたんのうち方が地方裁判所に少ない。また最高裁も行政事件に対する専門的な裁判官をつくるうといふことで非常に努力はされておりますが、なかなかそれがいかない。ありますするから、かなり行政事件が多い中に、まあ率直に言えば法の解釈を誤っているじゃないかという事案がずいぶん最近出てまいりたわけであります。それが最高裁にいけばおそらくそれは訂正されるでありますようが、その間は、まあわれわれ省務担当の大臣の立場からいたしますと、最高裁へいくまでの間かなりの時間がかかるで、それがいかにも介入した形になるといふことを申したわけであります。で、まあ私は何も戦前の行政裁判所に返ろうなどということはない、まあ憲法上違反ではないと言われている法をおきましてもいろいろなことが考えられるることは事実なんです。要するに最高裁で最終的な判断をするということは、これはもう動かすわけにはまいりませんが、たとえば行政専門の裁判所といふものを下級審に設けることは何も憲法違反ではない、まあ憲法上違反ではないと言わっているわけであります。そういうような制度で、制度的に司法裁判所と下級審の並列をやつ

○山崎昇君 方でいえば、行政事務にたんのうな裁判所ができるというふうなことが頭にありますて、そういうふうな制度であります。そういうふうな意味合いから申したわけであります。

○山崎昇君 たいへん時間のないのが残念なんですが、ただ、最近の判決というのは、中身を分けますと、一つは公務員の争議行為で刑事罰からの解放が一つと、それから政治活動等の場合には行方からある程度解放すべきだという判決にはほぼ分かれると思う。もしそうだとすれば、昭和二十一年ごろにできたこの公務員法自体をある程度検討しなければならぬではないだらうかと私ども思つたのですが、ただ大臣から言えば、出た結論だけでも、何か司法が行政に介入しているような談話の発表のしかたというものは私は納得できない。しかし、これはきょうう時間があれませんからこれ以上のこととは申し上げませんけれども、いざれにし

かなかでありますから、かなり行政事件が多かった時代が進んでいるわけですから、そして政治参加ということは、公務員といえども、これは一定の制限はいま課せられているものの、本来は課すべきものではないので、そういう点に法務省の頭も切りかえももらつて、この点については私ほんから指摘をしておきたいと思う。

最後に、私は、この間名古屋で公安調査官の問題が出されました。これもずっと調べてみると、最初は、やつたことが何が悪いのだというよだんだんだん変わつていつてしまつた。そこでもし、私は、これが個人的行為だとしたら、その個人に対してどういう処分をするのですか。これは明らかに逸脱した行為だと思う。だから、法務省としては、この行なつた調査官に対する処分をするのか。任務でないもののかつてにやつて世間を騒がしたわけです。そういう者に対する措置について、あなたの見解をひとつ聞きたいということ。

もう一つ私が聞きたいのは、破壊活動防止法を見ても、あるいはまたこの間やつた人の談話を見ても、どうして最高裁をその上に乗せるという考え方でいえば、行政事務にたんのうな裁判所ができるというふうなことが頭にありますて、そういうふうな意味合いから申したわけであります。

○山崎昇君 大臣、あなたの答弁は私は納得できません。破壊活動防止法によれば、「公安調査官は第二十七条で規定されている」任務が、二十七条によれば、公安調査官は、この法律による規制に関し、第三条に規定する基準の範囲内において、必要な調査をることができる。」第三条とは何か。「この法律による規制及び規制のための調査は、第一条に規定する目的を達成するため」――第一条というのは、「破壊活動を行つた団体に対する心的な規制」と。したがつて、どう強弁しようとも、この間のやり方といふのは行き過ぎである。ましてや、個人の行為なんぞといふことでこの問題を打ち切るわけにはいかない。もし個人だとしたならば、断固たる処断をとらなければならぬと思うのですよ。この法律に違反をして行き過ぎた行為をとるのですから。それが一

つ。どうしても私はその点が納得できないのです。

それから第二は、ここにも報道されておるけれども、裁判官全体を調べるものではない。だが共産党員であろうと認められる裁判官等については調べるということを言つてある。一体、共産党員は、破壊活動防止法のどこに違反をするのか。なぜ共産党員ならば調べなければならぬのか。私の聞いているのは、破壊活動防止法と公安調査官の任務と共に共産党員といふものに関連をしてあなたにお聞きをしている。どうしてそしなければならないのか、明快にしそくください。これは第三条の違反になってしまいますよ。どうですか。

○国務大臣(前尾第三郎君) その前に公安調査庁長官からひとつ答弁をいたさせます。

○政府委員(川口光太郎君) 大臣にかわりましてお答えいたします。

まず、古市調査官の行為が個人的行為であれば問題であるというお尋ねでございますが、これは、古市調査官は正当な職務権限に基づいてやつたというように私たちは信じております。御指摘の朝日新聞の十一月十九日の報道は、川上判事補のところを一方的に聞いて報道された記事ではないかと思いまして、私たち、あの記事を見まして、さつそく本庁の調査官を現地へ派遣いたしました。その結果、ああいう趣旨の発言をしたことは事実でございますが、若干ことばのニュアンスが違いまして、たとえば司法担当というようなことを言つておりますが、これは、そう言つたわけではございません。古市調査官は金沢大学で川上判事補とは同窓でございまして、一年先輩でございまして、一緒に司法試験の受験勉強をした仲でございます。そういう昔からの友だちでございまして、後輩の女性が司法試験に通る、自分は先輩の男性でありますから司法試験に通らないというようなことで、若干コンプレックスといいますか、そういう感じを持つていたので、若干いはせてみせるつもりで、名古屋の公安調査局で、司法関係に通じておっ

て、金澤大学の法科も出ておって裁判官と対等にものを言えるのは自分一人だというような趣旨のことを言つて、それを川上判事補が取りまとめて、ああいうように誤解したのではないか。

本共産党はじめそれにつながるいろいろな外部団体あるいは全学連、そういうものの調査を担当している課でございます。で、古市調査官が川上判事補にああいうことを尋ねましたのは、もちろん党の活動の調査の一環としてやったのでございます。それは、ことしの六月ごろでございますが、某方面から、ある共産党の者が名古屋の裁判官のグループにある種の働きかけをしたという情報があつたわけでございまして、何とかしてその裏づけをとりたいと思っていたところ、たまたま、十月二日の裁判官の懇話会の記事が十月の上旬の朝日新聞その他に載りました。それで、その動きかけを受けたという裁判官がその懇話会に出たであろうか、あるいは、出て、その朝日の報道によれば一部非公開と書いてございます、非公開の席上何らか発言していないかといふことを聞くところまでございます。しかし、いきなりそういう裁

判官懇話会があつたが、あなたは行つたかといふことを聞くわけにいきませんので、そういう裁判官懇話会があつたが、あなたは行つたかといふ者あり」と呼ぶ者あり」幾らでもござります。もう時間……(そんな思いつきじやめだ」と呼ぶ者あり)思いつきじやめだ」と呼ぶ者あり)幾らでもございます。

○山崎昇君 いま長官から答弁あつたんだが、名古屋の中部公安調査局の松田という局長は、古市調査官が川上判事補と会つたのは職務上ではなく個人的なものである、調査するようなにおいをさせたのはまずかつた、たいへん申しわけない、こういう談話なんですね。そうすると、あなたは個人的でない、現地の局長は個人的だと言う。どつちが正しいのですが、まずそれが一つ。

それからもう一つ、なぜ日本共産党を調べるのかというお尋ねでございますが、これは、暴力主義的破壊活動を——これは破防法の規定でございまますが——過去においてやつて、将来もこれをまたやらしていますと、こうなんです。そこでいま

たやる危険、おそれのある団体を調査しろというのあなたの答弁ですが、私はきわめて重大な内容を含んでいますと思う。少なくとも共産党は合法政

党として国会に籍を置き地方議会に籍を置き、これまで——かつてにいろいろな団体を調査する三條に違反いたしますので、公安調査庁の長官がいろいろな事情から調査すべき団体を指定いたしまして、それに基づいて各地方の公安調査官が調査しているのでございます。(「でたらめきわまるじゃないか」と呼ぶ者あり)ちょっと待つてください。日本共産党が過去において暴力主義的破壊活動を行なったことは、これはもう公然たる事実でございます。その後路線を変更して、いろいろ平和戦術と申しますかソフトムードでやつておられます。いろいろな私どもの調査によりますと、将来においてまた路線変更をして、暴力主義的破壊活動をやるおそれがあるというように考えますので、引き続き調査をしていると、「証拠をあげろ」と呼ぶ者あり)幾らでもござります。

大体そういうわけでござります。

○政府委員(川口光太郎君) お答えいたします。松田中部公安調査局長が申しましたのは、裁判官懇話会について調査を指示したことがないという事実ですね。それから、そういう上で古市調査官が川上判事補にそういう質問をしたということを曲げて行動していると私は思うのだが、どうですか。

官懇話会について調査を指示したことがないという事実ですね。それから、そういう上で古市調査官が川上判事補にそういう質問をしたということは、かねてから古市調査官と川上判事補は友人であるというふうなことを課長を通じて聞いていたもんですから、それでそういう発言をしたのだということがございます。これは十一月の二十五日に松田局長が上京しましたときに本人に確かめたところ、そういうことでございました。それから共産党を職務上調べるとすれば破防法違反ではないかといふことございましたが、共産党を調査団体に指定いたしましたのは、初代長官の藤井長官でございまして、昭和二十七年発足直後でございます。それから引き続き調査しているものでございまして、先ほど申し上げましたように、共産党だ

けではございません。全学連のいろんな団体、それから右翼の過去において事件を起こした、破壊的活動をやった団体、それで今後もまたそういう活動をやるおそれのある団体、こういうのを十幾つ、いまよつと覚えておりませんが、指定いたしましたて、かつてな調査をやらないように、常に職員に戒めているわけでございます。

○山崎昇君 この問題は、私はほんとに重要な内容を含んでいるだけに、本来ならば、私はもっとこれは究明しなきゃならぬと思っているのです。しかし、きょうは時間がないという制約がありましてから、私はこの程度で打ち切りますけれどもね。いずれにしても、これは重要な内容をあなたはお答えになつた。別な機会にこの点は私ども追及したいと思っています。きょうは時間がないそうでありますから、一応これで打ち切りましょう。

○岩間正男君 ただいまの問題と関連して、法務大臣にお聞きします。

将来破壊活動をするおそれがある、共産党について、公安調査庁長官が言つたわけです。法相もそう考へておられますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) おそれがあるかないかといふ問題もさることながら、そういうことのないような場合、まあそういうことになつても、調査は調査としてやるんだと思いますが、しかしこれはたいへんだと思ひます。私は、先ほどお話を聞いて、合法的政党だからどうこうといふこともお話をありました。しかし、合法的政党だからといふだけではないんで、やはり破壊活動が行なわれているかどうかという調査は、これはやるべきものだと思います。

○岩間正男君 重要な答弁ですよ。そういう対立団体とか何とかつてつけて、そしてそれを今まで度はもう全然変えないので。時代が変わつて、そういう時代の中で、しかも共産党ははつきり先ほどから話をされているように、国会に議席を持ち、そして公然と活動をやっているこの党に對して、法務大臣までがそういうことをこれは言

い出すというのは、実に重大な問題ですよ。この会でも問題になつたのだ十分の一も持つてないぢやないか。ところが、どちらが一体暴力活動をやっているのだ。でたらめもはなはだしいのですよ。そういう事態というものについて、これは明確な見解を述べるべきですよ。これも時間の関係から、私はこの問題だけを追及しようとは思つてないが、これはあらためてやりますよ。しかし法務大臣、いまのよくな答弁でいいのですか。重大な政治責任の問題になりますよ、いいですか。他の議員からの質問を受けているわけだ。そうしてほんとうにそれで民主主義を論ずることができるのですか。一体破壊活動の容疑があると言つ出したら、これは全部があるんじやないか。全部の政党たつて、そういうことを言い出しだら限りがないぢやないか。そういう基礎の上に立つて国会の運営をやつてゐるのですか。政治責任としては實に重大ですよ。そばにあなたの部下がいるから、これとの関連で言わざるを得ないと、國の國務大臣としての見識がないですよ。はつきり、國務大臣としての責任においてもう一度明確に答弁を求めておきます。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 先ほど申しましたことを取り消す意思も何もありません。これは過去においてそういうことがあつたということで、たゞ單にそれだけで現在いろいろ調査をやつておるわけではないと私は信じております。

○岩間正男君 これは委員長にもお願ひしておきましたけれども、大体、証拠なしにこういうことを言われては迷惑です、天下の公党として。将来、

○國務大臣(前尾繁三郎君) 先ほど申しましたことを取り消す意思も何もありません。これは過去においてそういうことがあつたということで、たゞ單にそれだけで現在いろいろ調査をやつておるわけではないと私は信じております。

○岩間正男君 重要な答弁ですよ。そういう対立

団体とか何とかつてつけて、そしてそれを今まで

度はもう全然変えないので。時代が変わつて、

そういう時代の中で、しかも共産党ははつき

り先ほどから話をされているように、国会に議席

を持ち、そして公然と活動をやっているこの党に

對して、法務大臣までがそういうことをこれは言

るうか。その証拠をお目にかけなさい。これは當

委員会にこの資料を、私ははつきり出すことを要

けではございません。全学連のいろんな団体、そ

れから右翼の過去において事件を起こした、破壊

的活動をやった団体、それで今後もまたそういう

活動をやるおそれのある団体、こういうのを十幾

つ、いまよつと覚えておりませんが、指定いたしまして、かつてな調査をやらないように、常に

職員に戒めているわけでございます。

○山崎昇君 この問題は、私はほんとに重要な内

容を含んでいるだけに、本来ならば、私はもっと

これは究明しなきゃならぬと思つてゐるのです。

しかし、きょうは時間がないという制約がありますから、私はこの程度で打ち切りますけれども

ね。いずれにしても、これは重要な内容をあなた

はお答えになつた。別な機会にこの点は私ども追

及したいと思っています。きょうは時間がないそ

うでありますから、一応これで打ち切りましょ

う。

○岩間正男君 ただいまの問題と関連して、法務

大臣にお聞きします。

将来破壊活動をするおそれがある、共産党につ

いて、公安調査庁長官が言つたわけです。法相も

そう考へておられますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) おそれがあるかない

かといふ問題もさることながら、そういうことになつても

ないようないふな場合、まあそういうことになつても

らつたら、これはたいへんだと思ひます。しかし

、調査は調査としてやるもんだと、私は、先ほ

どお話を聞いて、合法的政党だからどうこうとい

うともお話をありました。しかし、合法的政党

だからといふだけではないんで、やはり破壊

活動が行なわれているかどうかという調査は、こ

れはやるべきものだと思います。

○岩間正男君 重要な答弁ですよ。そういう対立

団体とか何とかつてつけて、そしてそれを今まで

度はもう全然変えないので。時代が変わつて、

そういう時代の中で、しかも共産党ははつき

り先ほどから話をされているように、国会に議席

を持ち、そして公然と活動をやっているこの党に

對して、法務大臣までがそういうことをこれは言

るうか。その証拠をお目にかけなさい。これは當

委員会にこの資料を、私ははつきり出すことを要

けではございません。全学連のいろんな団体、そ

れから右翼の過去において事件を起こした、破壊

的活動をやった団体、それで今後もまたそういう

活動をやるおそれのある団体、こういうのを十幾

つ、いまよつと覚えておりませんが、指定いたしまして、かつてな調査をやらないように、常に

職員に戒めているわけでございます。

○山崎昇君 この問題は、私はほんとに重要な内

容を含んでいるだけに、本来ならば、私はもっと

これは究明しなきゃならぬと思つてゐるのです。

しかし、きょうは時間がないという制約がありますから、私はこの程度で打ち切りますけれども

ね。いずれにしても、これは重要な内容をあなた

はお答えになつた。別な機会にこの点は私ども追

及したいと思っています。きょうは時間がないそ

うでありますから、一応これで打ち切りましょ

う。

○岩間正男君 ただいまの問題と関連して、法務

大臣にお聞きします。

将来破壊活動をするおそれがある、共産党につ

いて、公安調査庁長官が言つたわけです。法相も

そう考へておられますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) おそれがあるかない

かといふ問題もさることながら、そういうことになつても

ないようないふな場合、まあそういうことになつても

らつたら、これはたいへんだと思ひます。しかし

、調査は調査としてやるもんだと、私は、先ほ

どお話を聞いて、合法的政党だからどうこうとい

うともお話をありました。しかし、合法的政党

だからといふだけではないんで、やはり破壊

活動が行なわれているかどうかという調査は、こ

れはやるべきものだと思います。

○岩間正男君 重要な答弁ですよ。そういう対立

団体とか何とかつてつけて、そしてそれを今まで

度はもう全然変えないので。時代が変わつて、

そういう時代の中で、しかも共産党ははつき

り先ほどから話をされているように、国会に議席

を持ち、そして公然と活動をやっているこの党に

對して、法務大臣までがそういうことをこれは言

るうか。その証拠をお目にかけなさい。これは當

委員会にこの資料を、私ははつきり出すことを要

けではないと私は信じております。

○岩間正男君 これは委員長にもお願ひしておき

ますけれども、大体、証拠なしにこういうことを

言つては迷惑です、天下の公党として。将来、

○國務大臣(前尾繁三郎君) 後日、理事会にはかっ

てしまつたので、それを追及しようとは思つて

置いている。右翼を見てごらんなさい。この委員

員会でも問題になつたのだ十分の一も持つてない

じゃないか。ところが、どちらが一体暴力活動を

やっているのだ。でたらめもはなはだしいのです

よ。そういう事態というものについて、これは明

確な見解を述べるべきですよ。これも時間の関係

から、私はこの問題だけを追及しようとは思つて

でしよう。しかもここにはたくさん人員だつて配

置している。右翼を見てごらんなさい。この委員

員会でも問題になつたのだ十分の一も持つてない

じゃないか。ところが、どちらが一体暴力活動を

かし先ほど来運輸省から答弁しているとおりで、その点については、特に成田空港におきましては、極力軍事的使用はさせないというように努力していくものだと思ひますし、またそれは可能なことだと、かように思つてゐるわけです。

○岩間正男君　どうもただいまの答弁だけでは非常にこれは納得できないですね。非常にいまの防衛のあり方という形で沖縄協定を中心にして議論が展開されているまゝ最中、その中で、成田の問題というのは将来大きな問題を持つてゐるのじゃないか、沖縄の関係もあります。大臣間もなく退席される予定ですから、これ以上はやめます。こ

ういう点について、ほんとうにこの航空の要員まで含めて全部軍の支配下に入る。米軍の支配下に入れる。これはブルラン作戦の立場でしょう。ブル

ラン作戦は図上の演習だと言つてゐるが、今日ではそうではない。一つ一つの具体的な事実が行なわれてゐるのが、いまのまさにニクソン戦略下における日本の体制じゃないですか。そして本土の沖縄化ということが問題になつていく。具体的にそつた。横田を見てごらんなさい。横須賀を見てごらんなさい。岩国は言うまでもないこと、富士の演習場、こういうところを見てみると、具体的にそういうことが始まつてゐる。そういう体制の中では、私はやっぱりこの問題を論議しておこうとが非常に重大だと思います。事はまあここに配置される出入国管理関係の公務員の問題でありますけれども、この背景にあるものをやはり明確にすると、ということは私は非常に重大だというふうに考へるわけです。だからこのような質問をしたわけではありませんが、これでやめておきます。

○委員長(柳田桃太郎君)　ほかに御質疑はありますか。——別に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認めます。
これより討論に入ります。——別に御発言もな
いようですから、討論は終局したものと認め、こ
れより採決を行ないます。

法務省設置法の一部を改正する法律案全部を問
題に供します。本案に賛成の方の挙手を願いま

す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君)　多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田桃太郎君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十七分散会

十二月三日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は十月二十六日)

一、国家公務員法等の一部を改正する法律案
一、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

第六十六回国会閉会後内閣委員会会議録第四号	
九	段行
三	から
一	終わり
六	一
七	二
七	三
八	四
一	〇
通牒	情事
必配	口答
心配	事情
心配	口頭
正	誤

昭和四十六年十二月十八日印刷

昭和四十六年十二月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D